

平成22年7月15日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード番号 2766 マザーズ)
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

外部調査委員会調査報告書受領ならびに過年度決算の訂正 および平成22年3月期決算短信の訂正に関するお知らせ

平成22年6月28日付「外部調査委員会の設置に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の過年度決算の適切性の確認のため外部調査委員会を設置いたしました。昨日、外部調査委員会より調査報告書（以下、「調査報告書」という。）を受領いたしましたので、ご報告させていただきます。

また調査報告書では当社過年度決算について、「過年度の決算処理が現行の会計基準を逸脱するものであるとはいえない」等、との評価を受けておりますが、一部の処理につきましてはより保守的な会計処理により「過年度修正を行うことも、一つの判断としてはあり得る。」との指摘も受けております。

当該調査結果を受け、当社の一時会計監査人であるやよい監査法人と協議の上、本日開催の当社取締役会にて熟慮した結果、当該会計処理について過年度決算の訂正を行うこととしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

あわせて進行中の一時会計監査人による平成22年3月期決算の会計監査において、平成22年5月14日に発表いたしました当社決算短信の一部決算処理に修正を要するとの指摘を受けました。当社として検討の結果、同決算短信の修正を行うことと致しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 外部調査委員会 報告書

(1) 外部調査委員会の調査事項

当社は、平成22年7月14日付けで、外部調査委員会（委員長：河邊義正弁護士）より別添の調査報告書を受領いたしました。外部調査委員会においては、会計面において以下の事項について調査を受けました。

(i) 以下の取引に係る会計処理の適切性の検討

- (ア) 平成21年3月期の風力発電機（風車）100基の販売あっせん売上手数料売上計上
- (イ) 平成20年3月期のNAS蓄電池27MW、平成21年3月期のNAS蓄電池合計40MWの代理店

手数料売上計上

- (ii) 旧調査委員会（平成22年6月14日付け「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」中の「5. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯」ご参照）において調査対象とされた「覚書」その他の文書の存在が上記（i）（ア）及び（イ）の結論に影響を与えるか否かの検討

(2) 外部調査委員会の調査事項に関する結論

- (i) 会計処理の適切性の検討に当たっては、個別会計上の収益の認識時点の適切性及び当該個別上の収益につき、連結会計上、未実現利益として連結消去すべきか否かの観点から行われております。

- (ア) 風力発電機（風車）に係る当社の過年度の会計処理は、個別会計上の収益認識についても、「平成21年3月期の売上計上に会計処理上の疑義を生じさせるものということとはできない。」（調査報告書26頁）と結論付けられており、また、連結会計上の未実現利益として連結消去すべきか否かに関しても、「対象会社の手数料売上を未実現利益として連結消去すべきであるとまで断言することはできない。」（調査報告書37頁）と結論付けられております。

- (イ) NAS蓄電池に係る当社の過年度の会計処理についても、個別会計上の収益認識については、「現行の会計基準における収益認識基準を逸脱するものであるとはいえない。」（調査報告書40頁）と結論付けられており、また、連結会計上の未実現利益として連結消去すべきか否かについては、上記（ア）と同様、「対象会社の手数料売上を未実現利益として連結消去すべきであるとまで断言することはできない。」（調査報告書37頁）及び「代理店手数料を未実現利益として連結消去しない処理が、直ちに連結会社に関する現行の会計基準を逸脱するものということとはできない。」（調査報告書38頁）と結論付けられております。

- (ii) さらに、上記（i）の結論は、旧調査報告書において調査の対象とされた「平成21年3月23日付け「覚書」その他の関連する文書の存在によっても左右されるものではない。」（調査報告書41頁）と結論付けられております。

- (iii) また、外部調査委員会より、調査報告書の中においても、一部の内部管理上の問題について指摘されており、会社としても真摯に受け止め、早急に対応を検討いたします。

2. 過年度決算の訂正につきまして

(1) 過年度訂正に至った理由

当社は平成22年6月14日付「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」ならびに同年同月16日付「(追加) 会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にて、『「覚書」等は法的効果が無いとの結論を覆し、且つ合理的な根拠を欠くまま、任意で過年度売上の一部を修正することはできないとの結論に至り』、前会計監

査人である新日本有限責任監査法人（以下、「新日本監査法人」という。）を当社会計監査人の地位から解任したことをお知らせいたしております。

一方で、今般の調査報告書では、当社の過年度決算処理の適切性を認める一方で、より保守的な会計処理の検討がなされ、前述1（2）（i）（イ）の結論については、その連結会計上の未実現利益の連結消去につき、「平成21年3月期において連結消去を行うという結論が、会計上の一つの判断であるとも考えられる。」（調査報告書39頁）とし、「結果としてSPCによる買取りが30MWであったことから同買取部分につき平成21年3月期における過年度修正を行うことも、一つの処理方法であると考えられる。」（調査報告書39頁）との指摘がなされており、当社取締役会にて熟慮した結果、過年度決算の訂正を行うことといたしました。

前任の会計監査人である新日本監査法人からは、納得できる合理的な説明を得られないまま、任意での過年度決算修正を迫られた経緯があり、株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。今般の過年度決算訂正につきましては、調査報告書に基づき、合理的な検討を行った上で、任意の過年度決算修正を判断したものであります。

（2）過年度訂正の内容

前述1.にてご報告させていただきましたとおり、調査報告書にて当社の過年度の決算処理が「現行の会計基準を逸脱するものということとはできない。」等、との結論を得ておりますが、より保守的な会計処理の方法として、平成21年3月期のNAS蓄電池合計30MWに係る代理店手数料売上339百万円については、連結上の未実現利益として、平成22年3月期に連結消去している現状の会計処理を平成21年3月期に連結消去するという形に訂正するという過年度決算の訂正を行うことといたしました。

過年度決算の訂正により、平成21年3月期連結決算においては、売上、営業利益、経常利益についてそれぞれ339百万円の減少、当期純利益について201百万円の減少となります。尚、過年度決算の修正は、連結決算のみとなっており、個別決算上は、影響はございません。

一方、平成22年3月期連結決算においては、平成22年5月14日に発表しております決算短信ならびに「特別損失の計上に関するお知らせ」でお知らせしております連結特別損失（固定資産評価損）616百万円について、上記339百万円を平成21年3月期連結決算に連結売上のマイナスとして計上することとなるため、特別損失計上額が339百万円の減少となり、連結当期純損失は201百万円の減少となります。

3. 平成22年3月期決算短信の訂正につきまして

平成22年5月14日に発表いたしました当社決算短信につきまして、上記2. で議論されている過年度決算訂正とは別に、平成22年3月期中の決算処理について、一時会計監査人により一部決算処理に修正を要するとの指摘を受けました。

当社は金融機関に支払済の融資手数料等につきまして、長期の融資期間に合わせた費用計上を行うとの観点で、当期対応分を営業外費用に計上、翌期以降に対応分を償却性資産である前払費用として資産計上しておりました。

今般、一時会計監査人であるやよい監査法人の指摘により、費用性が高く、中途解約によっても償還見込みの低い融資手数料等については、資産計上を行うべきではない、との指摘がございました。

当社として、平成22年3月期の新日本監査法人による監査手続きでは指摘のなかった事項ながら、一時会計監査人の指摘を踏まえ、融資手数料等の（長期）前払費用を全額当期の営業外費用として計上し、平成22年3月期決算短信の訂正をいたします。

上記訂正により平成22年3月期連結決算においては、経常利益について314百万円の減少、当期純利益は317百万円の減少となります。なお個別決算においては本修正による変更はございません。

また個別決算において、特別損失として計上しておりました関係会社向け貸付金に対する貸倒引当金7百万円について、特別損失としてではなく、販売管理費としての計上を行うよう、指導を受けております。

上記修正により、平成22年3月期個別決算において、営業利益、経常利益についてそれぞれ7百万円の減少となりますが、当期純利益への影響はございません。なお連結決算においては本修正による変更はございません。

4. 決算修正の影響見込みにつきまして

上記2. および3. にてお伝えしておりますとおり、平成21年3月期決算および平成22年3月期決算の訂正を行います。これらの訂正により、平成21年3月期および平成22年3月期決算への影響見込みは以下の通りでございます。

平成21年3月期連結経営成績

(百万円未満切捨)

	公表	2. 過年度決算 修正影響額	3. 平成22年3月 期修正影響額	修正後 見通し
売上高	7,198	▲ 339	-	6,859
営業利益	2,966	▲ 339	-	2,627
経常利益	2,201	▲ 339	-	1,862
税金等調整前当期純利益	2,128	▲ 339	-	1,789
当期純利益	831	▲ 201	-	630

平成 22 年 3 月期連結経営成績

(百万円未満切捨)

	公表	2. 過年度決算 修正影響額	3. 平成 22 年 3 月 期修正影響額	修正後 見通し
売上高	5,112	-	-	5,112
営業利益	▲ 784	-	-	▲ 784
経常利益	▲ 2,092	-	▲ 314	▲ 2,406
税金等調整前当期純利益	▲ 2,865	+ 339	▲ 314	▲ 2,840
当期純利益	▲ 2,278	+ 201	▲ 317	▲ 2,394

平成 21 年 3 月期個別経営成績

(百万円未満切捨)

	公表	2. 過年度決算 修正影響額	3. 平成 22 年 3 月 期修正影響額	修正後 見通し
売上高	4,848	-	-	4,848
営業利益	2,639	-	-	2,639
経常利益	2,769	-	-	2,769
税金等調整前当期純利益	2,686	-	-	2,686
当期純利益	1,500	-	-	1,500

平成 22 年 3 月期個別経営成績

(百万円未満切捨)

	公表	2. 過年度決算 修正影響額	3. 平成 22 年 3 月 期修正影響額	修正後 見通し
売上高	2,059	-	-	2,059
営業利益	▲ 1,102	-	▲ 7	▲ 1,109
経常利益	▲ 1,106	-	▲ 7	▲ 1,113
税金等調整前当期純利益	▲ 1,436	-	-	▲ 1,436
当期純利益	▲ 1,071	-	-	▲ 1,071

5. 今後の対応について

一時会計監査人であるやよい監査法人より平成21年3月期決算（訂正）および平成22年3月期決算の監査報告書を近日中に受領できるよう監査手続きを引き続き進めてまいります。監査報告書受領時にはあらためてお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

日本風力開発株式会社 御中

調査報告書

第三者調査委員会

弁 護 士	河 邊 義正
弁 護 士	長 屋 文裕
弁 護 士	大 森 一志
公認会計士	城 哲哉
公認会計士・弁護士	大 月 将幸

平成22年7月14日

第 1	当委員会の概要	2
1	当委員会設置に至る経緯	2
2	当委員会の構成	3
3	調査の目的及び調査の対象	3
4	調査の方法	4
5	調査事項及び資料の限定	4
6	旧調査委員会との関係	4
第 2	対象会社の概要	5
1	対象会社の沿革	5
2	対象会社の事業	5
3	我が国のエネルギー政策の動向と対象会社の事業遂行	7
第 3	調査対象とする取引の概要	12
1	風力発電機に係る取引	12
2	N A S 蓄電池に係る取引	13
第 4	問題となる取引に関する事実関係	13
1	平成 2 1 年 3 月期の風力発電機 1 0 0 基の販売あっせん手数料について	13
2	平成 2 0 年 3 月期の N A S 蓄電池 2 7 MW, 平成 2 1 年 3 月期の N A S 蓄電池合計 4 0 M W の代理店手数料について	15
3	問題となる取引に係る風力発電機, N A S 蓄電池を使用した風力発電所の工事案件	17
第 5	問題となる取引に係る会計処理	18
1	調査対象の取引に係る会計処理	18
2	風力発電機及び N A S 蓄電池の売上に関連する連結財務諸表上の会計処理	18
3	N A S 蓄電池合計 5 5 MW 分の買取りに係る会計処理	19
第 6	風力発電機及び N A S 蓄電池に係る売上計上の会計処理上の問題点の検討	20
1	風力発電機に係る販売あっせん手数料売上の計上時期	20
2	未実現利益の認識と連結消去	27
3	N A S 蓄電池に係る代理店手数料の収益計上時期について	39
4	対象会社が認知していなかった「覚書」等の文書が対象会社の会計処理の適正性に与える影響等について	41
第 7	結語	42
1	対象会社における今後の会計方針	42
2	対象会社の問題点について	43

第1 当委員会の概要

1 当委員会設置に至る経緯

日本風力開発株式会社（以下「対象会社」という。）の平成22年3月期決算の監査において、対象会社の風力発電開発事業に関連して、対象会社として認識していない文書が発見された。

当該文書の発見を契機に、対象会社は、平成20年3月期及び平成21年3月期における風力発電機及びNAS（ナトリウム硫黄）蓄電池の販売あっせん等の取引に関連して、対象会社から社外に提供された「内示書」、「依頼書」及び「覚書」等の作成経緯等の事実関係、並びにそれらの法的有効性等の問題点につき、平成22年4月27日に外部調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）を設置して、同日以降調査を実施した。

旧調査委員会は、同年6月14日「会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」別添の調査報告書要旨（以下「旧調査報告書要旨」という。）において、これらの各種文書がいずれも対象会社との関係においては法的に無効であり、調査対象として抽出された平成20年3月期及び平成21年3月期の手数料売上に係る取引（後述）に法的な影響を与えるものでないことは明らかであり、メーカーないしゼネコンの資材調達リスク・在庫リスクを実質的に対象会社に負担させるような法的効力を生じさせる余地はないとの調査結果を対象会社に報告した（旧調査報告書要旨第2の1（3頁））。

しかしながら、平成20年3月期及び平成21年3月期における風力発電開発事業の売上計上に関して、当時の会計監査人であった新日本有限責任監査法人からは、「（旧）調査報告書を拝見しても、当監査法人が会計監査人としての立場から認識する疑義等が払拭されたとは判断できず、当監査法人としては、現時点までに入手・検討した監査証拠に基づく限り、貴社の平成20年3月期及び平成21年3月期における風力発電機及びNAS電池の販売斡旋取引に係る会計処理が妥当であったかにつき判断を行うことはできない」との回答があった。このように、対象会社と当時の会計監査人との間で、「覚書」等の作成経緯等の事実関係及び法的効力、並びにこれらが過去の取引に与える影響等について意見が対立し、最終的には対象会社が当該監査法人を会計監査人の地位から解任し、一時会計監査人を選任するという事態となった。

対象会社としては、風力発電開発事業における販売斡旋手数料の売上計上という会計処理の適正性、更には当該会計処理に「覚書」等の文書の存在が与える影響等の評価をめぐって、当時の会計監査人（以下「退任会計監査人」という。）との間で意見が

対立し、上記のような事態に立ち至ったことから、当該会計処理の適正性について、厳密かつ厳正な調査を遂行すべく、新たに対象会社とは利害関係のない外部有識者を調査委員として選任し、当委員会の設置に至ったものである。

2 当委員会の構成

当委員会の調査委員は、以下のとおりである。

調査委員長の河邊については旧調査委員会の調査委員長であり、他の委員は当委員会から選任されたものであるが、いずれの委員も、旧調査委員会又は当委員会の設置より前において対象会社と業務上の契約関係はなく、一時的であるか継続的であるかを問わず報酬を受け取っておらず、第三者の公正な立場から調査、検討を行った。

調査委員長 河邊 義正 弁護士（元東京高等裁判所判事）

調査委員 長屋 文裕 弁護士（元最高裁判所調査官・東京高等裁判所判事職務代行）

調査委員 大森 一志 弁護士（元東京地方検察庁検事）

調査委員 城 哲哉 公認会計士（堂島監査法人）

調査委員 大月 将幸 公認会計士・弁護士（元中央監査法人）

3 調査の目的及び調査の対象

当委員会は、対象会社における以下の事項について調査を行うものとする。

- (1) 以下の取引に係る会計処理の適正性の検討(補助金予算の承認を前提とした売上計上のビジネスモデルの法的・会計的観点からの問題点の有無という面からの検討を含む。)
 - ・ 平成20年3月期のNAS蓄電池27MW（メガワット）、平成21年3月期のNAS蓄電池合計40MWの代理店手数料売上計上
 - ・ 平成21年3月期の風力発電機（風車）100基の販売あっせん手数料売上計上
- (2) 旧調査委員会において調査対象とされた「覚書」その他の文書の存在が上記(1)の結論に影響を与えるか否かの検討

4 調査の方法

(1) 関係者に対するヒアリング

なお、当委員会の質問は任意の聴取であり、強制力を有しない状況下で行われている。

(2) 資料の精査

当委員会は、対象会社から開示された各取引に関する各種資料の原本又は写しの精査を行った。なお、原本の入手が困難であり写しによるしかなかったものについては、これによった。また、取引対象となる商品、取得した資産等についても契約書あるいは証憑類を精査するのみであり、会計監査において行われるような実査や立会い等の監査手続は実施していない。また、当委員会の調査事項と関連する範囲において、関係者から電子メールについても提出を求め、これを精査したが、関係者の当時の電子メールをすべて調査することは物理的に不可能であるため、これを行っていない。

5 調査事項及び資料の限定

当委員会の調査は、対象会社の組織、業務、労務及び会計処理等に関する法律上及び会計上のあらゆる問題点をすべて抽出して行うのではなく、前記3の調査目的・調査対象に関連して重要と思われる部分に限定して調査を行った。

さらに、本調査報告書に記載した事項についての確認・検討は、本調査報告書の当該箇所に明示した資料のみに基づいて行われており、当該事項に関連して当委員会が入手していない資料の存在の可能性は否定できない。また、当委員会において対象会社が十分に資料の有無等を調査したかを客観的に確認できないこと、質問等の回答については提示を受けた資料と他の関係者の回答とを照らし合わせてその信用性の検討を行っていることにご留意いただきたい。

6 旧調査委員会との関係

また、対象会社においては、平成20年3月期及び平成21年3月期における風力発電機及びNAS蓄電池の販売あっせん等の取引に関連して、対象会社から社外に提供された「内示書」¹、「依頼書」及び「覚書」等の作成経緯等の事実関係、並びにそれらの法的有効性等の問題点につき、前述のとおり旧調査委員会から、これらの各種文書がいずれもメーカーないしゼネコンの資材調達リスク・在庫リスクを実質的に対

¹ 本調査報告書において調査対象とする平成21年3月期の風力発電機100基中93基分の販売あっせん手数料計上に関連して、丙社から甲社に交付された後述の「内示書」とは別の文書である（旧調査報告書要旨第1の4（2，3頁）参照）。

象会社に負担させるような法的効力を生じさせるものということとはできないとの調査結果の報告を受けている。

当委員会は、飽くまでも前記3の調査目的・調査対象に関連して重要と思われる法律上、会計上の問題点を調査事項とするものであり、旧調査委員会の調査範囲と重複する事項について、当委員会が改めて全面的に調査を実施し、その調査結果をもって旧調査委員会の判断に代置させようとするものではない。したがって、当委員会としては、上記の各種文書の作成経緯等の事実関係やそれらの法的有効性の評価等に関する旧調査委員会の調査結果については、当委員会による調査結果の前提事項とすることが相当とはいえないような重大な事実誤認や法的評価の過誤がない限り、改めてこれらの事項を調査判断の対象とはしないものとする。

第2 対象会社の概要

1 対象会社の沿革

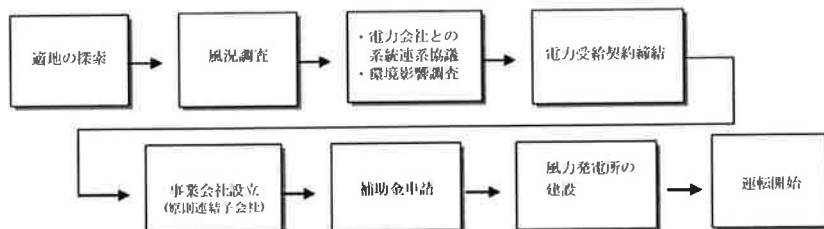
対象会社は、平成11年7月に設立され、平成15年3月に東京証券取引所「マザーズ」に株式を上場し、現在に至る。本社所在地は東京都港区新橋である。

2 対象会社の事業

(1) 主な事業内容

対象会社グループの主要な事業は、風力発電開発事業と売電事業の2事業である。

風力発電開発事業は、風力発電所の建設を検討している地方自治体、第三セクター、発電所建設時に対象会社が組成する風力発電子会社等の風力発電事業者の委託を受けて、対象会社が風況調査・環境影響調査等の事前調査、補助金申請、電力会社との電力受給仮契約締結等の必要な手続を代行する一方、発電機器メーカーの委託を受けて、当該メーカーの製品である風力発電機、蓄電池等の建設資材を購入して風力発電所の建設を請け負う建設会社に販売し、又はそれらの資材の販売を建設会社にあっせんし、風力発電所建設工事に際して工期を管理するなどの業務から成る。風力発電所開発業務全体の流れを図示すると、次のようになる。



売電事業は、風力発電所ごとに設立する対象会社の子会社（SPC）から、その発電所が発電する電力を電力会社に販売する業務である。

対象会社は、5か所の営業拠点を有しており、国内の風力発電関連企業3社、風力発電会社19社、海外の風力発電関連企業2社、風力発電会社3社を連結対象としている企業グループである。

主要取引先は、販売あっせん手数料を収受する風力発電機及び蓄電池のメーカーと、電力を販売する電力会社である。

株式市場における業種区分は卸売業となっている。

(2) 対象会社の収益構造

対象会社のビジネスモデルにおける収益構造は、(a)風力発電機及び蓄電池の代理店販売に係る販売手数料収入、(b)風力発電所の開発に係る受託収入、(c)風力発電所の運営、管理に係る受託収入、(d)風力発電所への出資による配当収入、(e)風力発電事業による売電収入から成り立っている。

対象会社の売上高（連結業績）の推移は、次のとおりである。

単位:百万円

		18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
売上高		7,942	8,094	10,522	7,198	5,112
	売電事業	1,485	1,691	2,460	3,290	4,957
	風力発電開発事業	6,457	6,403	8,062	3,907	130
	風力発電機売上高	5,872	4,166	5,520	—	—
	風力発電機販売台数	81	36	86	—	—
	付属機器等売上	585	1,912	1,745	265	11
	風力発電機代理店手数料	—	—	280	3,190	—
	風力発電機幹旋台数	—	—	10	115	—
	蓄電池代理店手数料	—	325	517	452	119
	蓄電池幹旋容量	—	25メガワット	36メガワット	40メガワット	10メガワット
	その他	—	—	—	—	24

※平成22年3月期は会計監査前の数字である。

(3) 対象会社の事業形態の推移

対象会社は、元々代表取締役社長A氏が、三井物産株式会社に勤務していた時期に風力発電等の新エネルギーの供給に強い興味を持ったことから設立されたという経緯があり、平成15年3月の上場のころまでは、地方公共団体、風力発電事業

に新規に参入する大手企業等の顧客に対し、風力発電のコンサルタント業務と併せて海外メーカー（戊社等）製の風力発電機等の部材を仕入れて販売していくという商社機能が事業の中心であった。

その後、米国、中国等を中心に世界的に風力発電の導入が進められて海外からの引合いが強くなった結果、風力発電機の需給が逼迫し、海外メーカーからの風力発電機の調達に数年間もかかるといった事態が生じたことを受けて、対象会社においては、甲社が開発した風力発電機²の販売あっせん業務を手がけるようになった。

さらに対象会社は、風力発電からの不規則な出力をNAS蓄電池³を用いて制御する蓄電制御技術を乙社と共同で開発し、青森県六ヶ所村に世界初の大規模蓄電池併設型風力発電所を開発したほか、NAS蓄電池についての乙社の販売代理店業務も手がけるようになった。

平成19年3月期以降は、海外の電力会社、電力公社等向けに戊社製や甲社製の風力発電機、乙社製のNAS蓄電池の販売あっせん、代理店販売を行う業務にも着手している。

3 我が国のエネルギー政策の動向と対象会社の事業遂行

(1) 我が国における新エネルギー等の導入策に関する方針

資源の乏しい我が国においては、今後アジア諸国を中心とするエネルギー需要の大幅な増加に伴い、石油の中長期的な安定供給が懸念され、また1997年12月のCOP3（地球温暖化防止京都会議）における合意により二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減が国際的な責務とされている状況の下で、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応の観点から、資源制約が少なく、環境特性の良いクリーンなエネルギーである新エネルギーの一層の導入促進が必要とされている。

このような状況にかんがみ、政府としては、低コスト化・高性能化のための技術開発や、新エネルギー設備の設置に対する補助を通じた導入促進に取り組んでいるところであり、①新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号、「新エネ法」）を施行し、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定、②総合資源エネルギー調査会需給部会「2030年のエネルギー需給展望」（平成17年3月）において、2010年度の新エネルギー導入目

² 海外製品と異なり、ギアレスの技術を導入したもの。

³ 各種二次電池の従来品と比較して、コンパクトで自己放電もなく、蓄電能力も高いため、夜間の電力を貯蔵して昼間に販売する際の電力のロス率を大幅に低減させることができ、電力負荷の平準化に効果があるとされ、出力が不安定な風力発電等と組み合わせて、発電出力の安定に役立てることができるとされる。

標量を1910万kW（そのうち風力発電の導入目標が2010年度で300万kW）と設定、③独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の「風力発電系統連系対策助成事業」基本計画（平成19年3月）において、風力発電に併設する蓄電池等電力貯蔵設備の導入容量を20万kW（風力発電設備20万kW以上）に設定、④電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号、「RPS法」）の制定により、電気事業者に対して一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けるといった諸施策のほか、⑤太陽光発電、風力発電、燃料電池、バイオマス発電、水力発電、地熱発電、マイクログリッド等に関する新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者等を対象とする後述の各種補助金・助成金制度が策定され、実施されている。

(2) 風力発電事業に係る補助金の制度の概要

ア 風力発電設備の概要

一般に、風力発電所の建設に使用される主要な資材ないし製品は、風力発電機とこれに装着される蓄電池等の電力貯蔵設備である。風力発電機は、タワーに装着した風車の回転によって風力エネルギーを取り込んで発電する設備であるが、風力エネルギーで発生させた電力を気象の変動等の自然条件にかかわらず安定的に供給するために、蓄電池等の電力貯蔵設備がこれに併設される。

イ 発電事業者の風力発電設備に対する補助金

発電事業者が風力発電設備等の新エネルギー設備を導入する事業に対しては、「新エネルギー等事業者支援対策事業⁴」として、事業費の一部（設計費・設備費・工事費・管理費等）に対する国庫補助金（以下「新エネ補助金」という。）の交付が行われている。風力発電所の新設に当たり風力発電機を設置する事業については、その設計費、設備費、工事費、管理費等が新エネ補助金による支援の対象となる。

新エネ補助金の補助率は、補助対象経費（風力発電所の建設費用等）の3分の1から $1/3 \times 0.8$ 以内となっている。

ウ 蓄電池に係る助成金

また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）におい

⁴ 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課が所管しており、平成20年度分までは本省、平成21年度分以降は民間団体（一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（NEPC））による間接補助として実施されている「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」制度の対象事業である。

ては、新たに設置する風力発電機に起因する出力変動を緩和するために必要となる蓄電池等電力貯蔵設備を導入する事業を対象として、対象事業者に助成金を交付する「風力発電系統連系対策助成事業」を実施している。風力発電所にNAS蓄電池等の電力貯蔵設備を併設する場合は、蓄電池等電力貯蔵設備を導入する事業として、この助成金（以下「蓄電池助成金」といい、新エネ補助金と併せて「補助金」ということがある。）の対象となる。

助成対象経費は、上記導入事業に必要な設計費・設備費・工事費その他諸経費であり、助成率は助成対象経費の3分の1以内である。

(3) 蓄電池併設型風力発電所建設案件の手続の流れ

ア 対象会社グループは、連結事業子会社であるSPC（一部他社や地方公共団体が出資しているものを含む。）や他の風力発電事業者が建設会社に発注する風力発電所建設工事案件について、当該風力発電所の建設に必要な風力発電機、蓄電池等の資材につき当該建設会社への販売ないし販売あっせん等を行うとともに、子会社SPCが設置運営する風力発電所で発電した電力を電力会社に販売して売電収入を得ることが主要事業の一つとなっている。この事業は、最終的に電力会社との間で売電契約を締結することができなければ完結しないものであるから、まず各電力会社が決めた買電受入枠について、電力会社が募集要項で示す電力系統に見合う風力発電所の設置場所をある程度特定した上で、入札・抽選等により決定される買電受入れ枠の購入先予定者に対象会社ないしそのSPCがなる必要がある。その後、買電受入枠の購入先予定者となった対象会社側（対象会社ないしそのSPC）において、新エネ補助金、蓄電池助成金の交付申請等の手続を執るとともに、厳格な審査を経て、補助金の申請が採択された後、複数のゼネコンによる相見積り・入札が行われ、落札したゼネコンがEPC（Engineering, Procurement and Construction）として当該建設工事を一括受注し、風力発電関連機器メーカーに風力発電機（風車）、NAS蓄電池等の部材を正式発注して調達するとともに、受注した工事案件について設計及び一部許認可手続の代行をし、建設工事をして完成させた風力発電所をSPCに納入する。納入後、SPCにおいて売電事業を開始することとなる。

イ 前述のとおり、風力発電開発事業における風力発電所建設案件では、風力発電機の製作・納品まで数年間という時間を要したり、需給関係上、海外における風力発電機の需要が供給をはるかに上回るという状況が続いていた。

そこで、当該建設案件の受注獲得を目指す建設会社側では、EPCとして受注

した後の工事に必要となることが見込まれる風力発電機の調達方法として、受注した後早期に工事に着工できるようにするため、風力発電事業者によるEPC募集への応募に先立ち、風力発電機のメーカー（甲社、辛社）に対し、内示書、作業準備依頼書等を発行することにより、風力発電機の製造に必要な部材の生産枠を確保させるという方法を採用していた。例えば、丙社は、対象会社SPCが発注するNAS蓄電池併設形風力発電所工事案件のみならず、第三セクターその他の風力発電事業者が発注者となる風力発電所工事案件についても、風力発電機の調達のために同様の内示書をメーカーに発行している。

その後、建設会社が目標どおりEPCとしての受注を獲得した場合には、内示書等が正式な発注に切り替わることになる。他方、内示書等を発行した建設会社がEPCの選定から漏れた場合には、EPCの建設会社から正式発注を行い、メーカーにおいて内示書等を発行した建設会社のために確保していた風力発電機の生産枠をEPCの建設会社のための生産枠に切り換えることとなる。

NAS蓄電池については、EPC選定・風力発電所工事発注後に、受注したEPCが、メーカー（乙社）又は既に同社からNAS蓄電池を購入済みの建設会社に発注して調達することになる。

ウ 特に、対象会社における上記のNAS蓄電池併設型風力発電所の工事案件のプロセスには、補助金制度の存在も大きく影響している。

すなわち、補助金枠を計上する予算については、(A)対象会社を含む風力発電の主要事業者からの事業所管省庁のヒアリングを経て、例年8月ころに財務省に対して当該省庁から予算の概算要求が行われ、(B)更に12月から翌年の3月にかけて、翌会計年度の予算案の閣議決定、国会における予算承認がされる。

上記(B)とほぼ時期を同じくして、対象会社は、メーカー及び建設会社に対して、風力発電機の販売あっせんや本件代理店契約に基づくNAS蓄電池の販売代理店業務等を行うが、その具体的な内容は、対象会社や他の風力発電事業者が日本国内で計画している風力発電所工事案件について、風力発電所の設置が予定されている場所、プロジェクト名、施工時期、発注予定者、当該プロジェクトに必要な風力発電機の基数やNAS蓄電池の出力容量(MW数)等のマーケット情報等をメーカーや建設会社に提供するというものである。ここで提供されるマーケット情報は、翌会計年度の国家予算に計上された補助金の枠から、対象会社側が申請して採択されることが見込まれるものを含むおおよその補助金額を独自に試算し、当該年度に実施して採算が取れる見込みのプロジェクトを組んだ上で、当該プロジェクトに必要な風力発電機の基数

とNAS蓄電池のMW数を算出したものである。対象会社も、平成21年3月期の決算短信までの段階においては、「風力発電所の建設費に対しては国の補助金の制度（新エネルギー事業者支援対策事業）を利用できます。当社に限らず、風力発電事業者は補助金を前提に事業の採算性を判断しております。通常、国庫補助金の募集は年1回、毎年4月に実施されます。仮に、補助金の申請が採択されなかった場合には、事業の採算性を再検討（具体的には、出資金と外部からの借入れを増額）することになります。その結果、補助金がなくても一定の採算が確保できる場合には事業化を進めます。一方、補助金がなくては、採算が確保できないと判断した場合には、次年度に、再度、補助金を申請することになります。つまり、当該事業の実現を延期することになります。」などと開示していた。

そして、(C)翌年度の4月ころから5月ころにかけて（一次募集の場合）、計画されているNAS蓄電池併設型風力発電所建設案件につき、対象会社自ら、又は対象会社子会社SPCを申請主体として、新エネ補助金や蓄電池助成金の交付申請が行われ、おおむね二、三か月後に交付決定（採択）を受けるとともに当該採択の公示がされることになる。

(D)交付決定後の8月ころから翌年3月にかけて、順次、対象会社SPCによるEPCの選定・風力発電所工事発注があった後、風力発電機についてはEPCからメーカーに対して風力発電機の正式発注を行い、メーカーから対象会社に対して、風力発電機の販売あっせん手数料が支払われる。

補助金採択の公示がされた後に風力発電機が正式に発注され、メーカーにおいて製作に取りかかるというのでは、補助金対象期間内に風力発電所の工事を完了させることが困難であるため、あらかじめEPCとしての受注獲得を目指す建設会社からの内示書等をもってメーカーに生産枠を確保させておくという取扱いがされてきたものであり、建設会社側にとっては資材調達にかかる期間の短縮化、メーカー側にとっても工場内の生産計画の目途が立てやすいというメリットがあった。

(4) 補助金制度の見直し

上記のとおり、対象会社としては、新エネ補助金や蓄電池助成金といった補助金制度の利用を前提として、NAS蓄電池併設型風力発電所建設案件の採算性や事業の進捗の見通し等について判断してきた。

しかしながら、平成21年9月の民主党への政権交代後、同党からの要請により、新エネ補助金や蓄電池助成金といった補助金制度にかかわるものを含むすべての2

009年度補正予算の執行が停止されるという事態が起こり、同年10月16日には「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」が閣議決定され、新エネルギー等事業者支援対策事業（新エネ補助金）を対象とする新エネルギー導入促進基金造成事業の予算額200億円中38.9億円が執行停止・自主返納の対象となった。さらに、新エネ補助金を含む「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」については、同年11月に実施された行政刷新会議第2ワーキンググループによる「事業仕分け」において、「予算要求の縮減（半額）」の評価結果が公表されており、将来的には、風力発電所の建設・設置段階の事業経費を補助対象とする補助金制度が縮小の方向に向かう可能性も否定できない状況にある。

そこで、対象会社の「平成22年3月期通期業績予想の修正及び今後の見通し（平成23年3月期）に関するお知らせ」においても、「当社は従来より政府による新エネルギー導入に対する補助金を活用した風力発電事業の展開を行って参りましたが、昨年後半以降、補助金の新規募集の制限・中断など、ビジネスモデル自体の存続に係わる状況が現出しております。中長期的には自然エネルギー全量固定価格買取制度の導入なども検討されており、国内における風力発電事業はさらに成長するものと思われませんが、同制度の導入までには今しばらく時間がかかることが想定されます。こうした事態により当社創業来のビジネスモデルも大きく変革してゆかざるを得ない状況であります。」と開示されている。

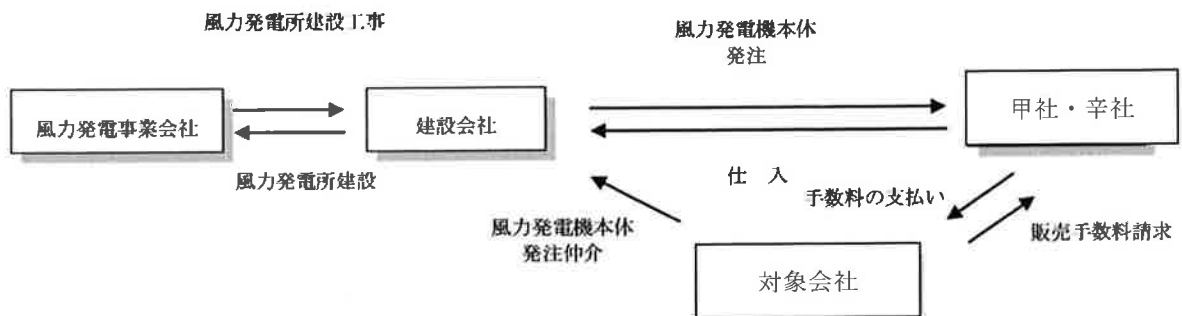
なお、平成22年度分の新エネルギー等事業者支援対策事業については、例年より1か月程度遅い同年5月20日に至って、公募が開始されている。

第3 調査対象とする取引の概要

1 風力発電機に係る取引

前述のとおり、対象会社が開発に関与する風力発電所では、平成20年3月期までは戊社製の風力発電機を中心として使用しており、対象会社は戊社から同社製の風力発電機を仕入れ、建設会社に販売していた。

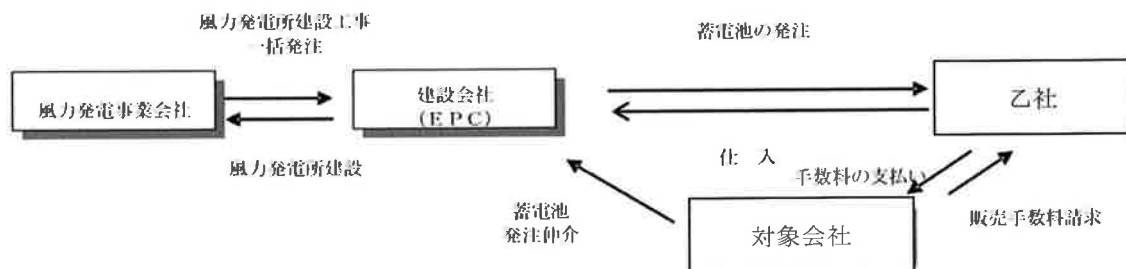
現在開発中、または今後開発する一部の風力発電所においては、甲社や辛社の風力発電機の使用を予定しており、対象会社は、両社の風力発電機について販売あっせんを行っている。この代理店販売方式は、建設会社が直接仕入れを行い、対象会社はあっせんの対価として販売手数料の支払を受ける商流となる。



2 N A S 蓄電池に係る取引

対象会社グループが開発する蓄電池併設型風力発電所では、原則として乙社製のN A S 蓄電池を使用している。乙社とは、「代理店契約書」を締結し、風力発電施設に付帯する蓄電池の代理店販売方式を採用している。

乙社製のN A S 蓄電池については、建設会社が直接同社から仕入れを行い、対象会社はあっせん対価として、販売手数料の支払を同社より受けるものである。



第4 問題となる取引に関する事実関係

1 平成21年3月期の風力発電機100基の販売あっせん手数料について

(1) 甲社製風力発電機の販売あっせん業務については、対象会社がこれを手がけるようになった平成20年3月期以降、甲社と対象会社との間で平成20年3月1日付け「販売斡旋に関する契約書」が締結され、翌平成21年度3月期に新たに平成21年3月10日付け「販売斡旋に関する契約書」（以下それぞれ「旧販売あっせん契約」及び「新販売あっせん契約」といい、両者を併せて「本件販売あっせん契約」ということがある。）が締結された。

本件販売あっせん契約に基づき対象会社が受託する風力発電機の販売あっせん業務の内容については、新販売あっせん契約第2条で、「①日本国内の数箇所に限定した風力発電所建設案件（以下「対象案件」という。）及び対象案件毎に定める

それぞれの数量に対する本製品の販売」、「②対象案件の建設請負会社（以下単に「客先」という。）との必要な連絡取次と契約締結までの補助業務」、「③その他前各号に付帯関連する業務で特に委託者の依頼したもの」と定められ（同条柱書本文。なお、旧販売あっせん契約第2条柱書本文では、上記①に相当する号数で「本製品の販売促進のために必要な需要動向等その他情報の収集、本製品の客先（以下単に「客先」という。）の紹介」と定められていた。）、「なお、本件業務の委託は、受託者（注；対象会社）に対し専属的に行われるものではないことを受託者は了承し、委託者（注；甲社）が自己または第三者を通じ客先へ本製品またはその一部を販売することを妨げるものではない。」とされていた（新販売あっせん契約第2条柱書なお書き）。また新販売あっせん契約第3条で、対象となる風力発電機の数量が合計100基と定められていた。

さらに、新販売あっせん契約第5条においては、「委託者（注；甲社）は、受託者（注；対象会社）が本件業務を履行した結果客先との間で本製品の販売に関する仮発注書、内示書等を含む契約書類が締結できたときは、速やかに受託者にその旨を書面で報告したうえで、次項2に従い本製品・・・の1基あたり2,800万円の取扱手数料を受託者に対し支払う。」（第1項前段）、「委託者は、前項の取扱手数料をその支払の対象となる本製品の販売価格の前金（消費税込み）が客先より委託者に支払われた月の翌月末までにその消費税相当額とともに現金で受託者に支払う。」（第2項）と定められていた（旧販売あっせん契約第5条第1,2項も同じ。）。

- (2) 本件販売あっせん契約に基づき対象会社が販売あっせん業務を行った甲社製風力発電機100基のうち、5案件93基分については、丙社が甲社に発注することが内定し、丙社から甲社に対し平成21年3月23日付け「内示書」が発行されたことを受けて、甲社から対象会社に平成21年3月26日付け「販売斡旋に関する連絡書」が交付された。残りの1案件7基分については、丁社株式会社からの甲社への発注が内定しており、丁社から甲社に対し平成21年3月23日付け「作業準備依頼書」が交付されたことを受けて、甲社から対象会社に同月24日付け「販売斡旋に関する連絡書」が交付された。

前記各連絡書においては、甲社から対象会社に対し、丙社、丁社との間で風力発電機の売買契約を締結し、これに基づき甲社が丙社、丁社から前金を受領した後、本件販売あっせん契約第5条に則り、合計2,604百万円（1基当たり28百万円×93基、丙社分）及び196百万円（同28百万円×7基、丁社分）にいずれも5%の消費税を加えて支払う旨通知した。これを受けて対象会社は、平成21年

3月期における甲社製風力発電機に係る販売あっせん手数料合計2,800百万円を同期の売上として計上した（以下、特に断らない限り会計処理上の計上金額はいずれも消費税抜きの金額である。）。

上記各販売あっせん手数料については、平成22年2月から3月にかけて、甲社から対象会社口座への振込みにより、消費税額相当額を加算した2,940百万円全額が入金された。

2 平成20年3月期のNAS蓄電池27MW、平成21年3月期のNAS蓄電池合計40MWの代理店手数料について

- (1) NAS蓄電池については、対象会社は、乙社との間の平成18年9月25日付け「代理店契約書」に基づき、乙社製NAS蓄電池の販売に関する代理店業務を受託し、代理店手数料を売上として計上してきた。その後、両社間で平成21年3月3日付け「代理店契約書」が新たに締結された（以下、これらの代理店契約をそれぞれ「本件旧代理店契約」、「本件新代理店契約」といい、両者を併せて「本件代理店契約」ということがある。）。

本件代理店契約に基づく対象会社の代理店業務の内容は、本件旧代理店契約第4条においては①乙社のために顧客から注文を集め、またNAS蓄電池の販売に必要な援助を与えることとされ、また本件新代理店契約第4条では上記①に加えて②我が国の風力事業に関する情報入手活動、③風力事業にNAS蓄電池を設置する際の技術援助、④風力事業におけるNAS蓄電池の運営上のデータの供給、⑤NAS蓄電池拡販のための事業スキームに関する提案と顧客の確保とされている。

本件旧代理店契約では、乙社が対象会社に支払う代理店手数料について別に定めるものとされたところ（同契約第7条）、同契約と同日付けで上記両社間で取り交わされた覚書（以下「NAS蓄電池代理店手数料覚書」という。）において、乙社と販売先との間の取引価格に〇.〇%の料率を乗じて算出された額を本件代理店契約に基づく代理店手数料とし（同覚書第1条）、その支払方法については、乙社が対象製品について販売先から入金された前月分の金額を毎月7日までに対象会社に連絡し、対象会社は連絡を受けた前月分の入金額を確認の上、代理店手数料の請求書を毎月10日までに乙社に送付し、乙社は毎月20日までに対象会社の指定口座に振り込んで支払うものとされている（同第2条）。また、本件新代理店契約においても、代理店手数料の支払につき、NAS蓄電池代理店手数料覚書の効力が存続するものとされている（同契約第7条、第13条）。

- (2) 対象会社は、

① 平成20年3月期において、乙社からの平成20年3月31日付け連絡文書により、乙社から丙社に対するNAS蓄電池27MW分〇、〇〇〇百万円の売上が決定した旨の通知を受けて、本件旧代理店契約に基づく乙社に対する代理店手数料299百万円を売上として計上し、

② 平成21年3月期において、乙社から、

(a) 平成21年3月17日付け連絡文書により、丙社とファイナンス・リース契約を締結する己社に対するNAS蓄電池10MW分〇、〇〇〇百万円の売上が決定した旨の通知を受けて、本件新代理店契約に基づく乙社に対する代理店手数料113百万円を、

(b) 同月18日付け連絡文書により、丙社とファイナンス・リース契約を締結する庚社に対するNAS蓄電池30MW分〇、〇〇〇百万円の売上が決定した旨の通知を受けて、同じく乙社に対する代理店手数料339百万円を、いずれも売上として計上した。

上記代理店手数料に関し、平成20年5月に314百万円、平成21年4月に475百万円が、乙社から対象会社口座への振込みによりそれぞれ入金された（いずれも消費税込み）。

(3) 平成20年3月期及び平成21年3月期に丙社ないしリース会社側で購入したNAS蓄電池合計67MW分のうち、12MW分（平成21年3月期の己社購入分10MW、及び平成20年3月期の丙社購入分27MW中の2MW）については、対象会社子会社SPC（吹越台地風力開発株式会社）が風力発電事業を行う吹越台地風力発電所工事案件のEPCとしての受注を入札によって獲得した丙社が、当該工事の資材として使用する予定である。

これに対し、残りの55MW分のうち、丙社購入分中の25MW分については、平成22年3月30日付けで、対象会社子会社SPCである松前風力開発株式会社がこれを代金合計約5,306百万円で買い取り、対象会社が松前風力開発の買掛金債務につき連帯保証している。また、同じく平成21年3月期の庚社購入分30MW分については、①同月31日付けで庚社から対象会社が販売代金総額約6,103百万円で、②同日付けで対象会社から対象会社子会社SPCである銭函風力開発株式会社が同じ代金総額で買い取っている（上記買取り金額はいずれも消費税込み）。

このように、NAS蓄電池67MWのうちの55MW分が対象会社ないしそのSPCによって買い取られた経緯については、旧調査報告書要旨第2の3(2)、(3)(4、

5頁)で認定したとおり、今後の国外向け蓄電制御システム販売展開、あるいは環境大臣試案で示されたような国内風力発電所向け需要の拡大を視野に入れて、対象会社側において買い取ったものである。

3 問題となる取引に係る風力発電機、NAS蓄電池を使用した風力発電所の工事案件

対象会社が前記1, 2の販売あっせん手数料及び代理店手数料を収受した各取引(以下、この各取引を総称して「本件取引」ということがある。)に係る風力発電機100基、NAS蓄電池67MW分を使用する風力発電所の工事案件は、次表のとおりである。ただし、前述の補助金予算の執行停止等の影響を受けて案件の進捗は全体として遅れており、EPCの選定・契約締結までに至っているのは、吹越台地風力開発株式会社が丙社に発注した二又第2風力発電所の風力発電機10基及びNAS蓄電池12MWについてのみである。

【風力発電機】

数量 (基)	売上高 (斡旋手数料)	内示書発 行企業	案件 (風力発電所)	数量 (基)	資材を実際に引き受 けた企業	風力発電の事業 主体	補助金支給の 有無、時期
20	560百万円	丙社	銭函発電所	20	その他	銭函風力開発(株)	有、H22.3月
20	560百万円	丙社	松前発電所	20	その他	松前風力開発(株)	有、H22.3月
21	588百万円	丙社	横浜町発電所	21	丁社	吹越台地風力開発 (株)	未定
22	616百万円	丙社	千歳発電所	22	その他	吹越台地風力開発 (株)	未定
10	280百万円	丙社	吹越台地発電所 (二又第2)	10	丙社	吹越台地風力開発 (株)	有、H22.3月
7	196百万円	丁社	掛川発電所Ⅰ	4	その他	渥美風力開発(株)	未定
			掛川発電所Ⅱ	3	丁社	渥美風力開発(株)	未定

【NAS蓄電池】（※調査対象として抽出した取引に係るものは網掛け部分のとおり。）

期	数量 (MW)	売上高（代理 店手数料）	購入企業	案件（風力発電 所）	数量 (MW)	資材を実際に引き 受けたセネコン	事業主体	助成金支給の 有無，時期
平成19年 3月期	25	325百万円	その他	二又風力発電所	34	その他	二又風力開発(株)	有
平成20年 3月期	9	218百万円	その他	吹越台地風力発 電所(二又第2)	12	丙社	吹越台地風力開発 (株)	有 H22/2月
	27	299百万円	丙社					
平成21年 3月期	10	113百万円	己社 * 丙社	胎内風力発電所	10	丁社	胎内風力開発(株)	有 H22/2月
	30	339百万円	庚社 * 丙社					
平成22年 3月期	10	119百万円	丁社					

*己社、庚社購入分は丙社にリース

第5 問題となる取引に係る会計処理

1 調査対象の取引に係る会計処理

- (1) 対象会社における平成21年3月期の風力発電機100基の販売あっせん手数料の売上計上に係る仕訳は、甲社から上記100基分の「販売斡旋に関する連絡書」を受領した月の末日（平成21年3月31日）付けて「(借方) 売掛金 / (貸方) 売上高」の仕訳を、翌年2月から3月にかけてあっせん手数料の入金があった時点で「(借方) 現金預金 / (貸方) 売掛金」の仕訳をそれぞれ行っている。
- (2) 平成20年3月期のNAS蓄電池27MW分及び平成21年3月期のNAS蓄電池合計40MW分の代理店手数料の売上計上に係る仕訳も、それぞれ乙社から丙社ないしリース会社に対する売上が決定した旨の連絡文書による通知を受領した月の末日（平成20年3月31日，平成21年3月31日）付けて「(借方) 売掛金 / (貸方) 売上高」の仕訳を、翌年2月から3月にかけてあっせん手数料の入金があった時点で「(借方) 現金預金 / (貸方) 売掛金」の仕訳をそれぞれ行っている。

2 風力発電機及びNAS蓄電池の売上に関連する連結財務諸表上の会計処理

なお、対象会社においては、これまで風力発電機及びNAS蓄電池合計の代理店手

数料について、対象会社グループの連結会計上、次のような処理がされてきた（数字はいずれも仮定上の数値である。）。

- (1) あっせん手数料ないし代理店手数料の売上計上（当該年度）⁵

【親会社＝対象会社における個別仕訳】

売掛金 120 / 売上高 120

- (2) 補助金収入があった時点での会計処理

【子会社S P Cの個別仕訳】

固定資産 2,400 / 未払金 2,400

Cash 800 / 国庫補助金収入 800

固定資産圧縮損 800 / 固定資産 800

国庫補助金収入 800 / 固定資産圧縮損 800

【対象会社の連結仕訳】

① 未実現利益消去損 120 / 固定資産 120

② 固定資産 120 / 国庫補助金収入 120

③ 国庫補助金収入 120 / 未実現利益消去損 120

前記1の風力発電機100基分のあっせん手数料及びNAS蓄電池67MW分の代理店手数料については、いまだ補助金の交付がされていないことから上記のような処理は未了であるが、補助金収入があった時点で同様の処理がされることが予定されている。

このように、対象会社においては、個別会計で計上した手数料売上について、EPCの建設会社から連結子会社に完成された風力発電所が引き渡された後、子会社の個別会計において国庫補助金収入で固定資産を圧縮するとともに、連結会計では未実現利益を控除する仕訳を計上し（上記①）、その後、子会社において固定資産圧縮損と相殺した国庫補助金収入を復活させ（上記②）、未実現利益の消去損と復活した国庫補助金収入を相殺する処理（上記③）を行っている。

3 NAS蓄電池合計55MW分の買取りに係る会計処理

前記のとおり、平成20年3月期、同21年3月期のNAS蓄電池合計67MW分

⁵ 仕入販売方式（戊社製風力発電機）の場合の仕訳は次のとおりである。

売掛金 1,200 / 売上高 1,200
 売上原価 1,100 / 買掛金 1,100

中55MW分が対象会社子会社SPCによって買い取られたことにより、対象会社の平成22年3月期連結決算において、平成20年3月期及び同21年3月期に既に売上計上していた55MW分の代理店手数料の利益相当分を取り崩し、616百万円を特別損失（固定資産評価損）として計上することにより、結果として内部利益を消去した⁶。

第6 風力発電機及びNAS蓄電池に係る売上計上の会計処理上の問題点の検討

1 風力発電機に係る販売あっせん手数料売上の計上時期

対象会社においては、平成21年3月期風力発電機100基分の販売あっせん手数料について、建設会社から発電機器メーカーに対する内示書の発行を受けた旨の連絡文書をメーカーから受領した時点において、販売あっせん手数料が発生したものととして売上計上しており、建設会社による正式発注前であること、実際の回収（入金）まで1年近くの期間を要していること、内示書を発行する建設会社と正式発注を行う建設会社（風力発電所工事案件の受注を獲得したEPC）とが必ずしも同一でないこと等から、建設会社による内示書の発行時点であっせん手数料を計上することが、売上の前倒し計上に当たり、収益認識として不適正であったかどうか問題となる。

(1) 収益認識に関する会計基準

我が国の企業会計における収益認識については、包括的な会計基準は存在しない

⁶ 上記55MW分の対象会社SPCによる買取りに係る仕訳は次のとおりである。

(1) 25MW分

【松前風力開発の個別仕訳】

発電所建設仮勘定	5,040,791,438	／設備未払金	5,040,791,438
----------	---------------	--------	---------------

【対象会社の連結仕訳】

固定資産評価損	277,215,750	／発電所建設仮勘定	277,215,750
---------	-------------	-----------	-------------

繰延税金資産（固）	112,799,088	／法人税等調整額	112,799,088
-----------	-------------	----------	-------------

(2) 30MW分

ア 対象会社→銭函風力開発

【対象会社の個別仕訳】

未収入金	6,103,372,768	／前渡金	6,103,372,768
------	---------------	------	---------------

【銭函風力開発の個別仕訳】

発電所建設仮勘定	6,103,372,768	／設備未払金	6,103,372,768
----------	---------------	--------	---------------

【対象会社の連結仕訳】

設備未払金	6,103,372,768	／未収入金	6,103,372,768
-------	---------------	-------	---------------

固定資産評価損	339,444,000	／発電所建設仮勘定	339,444,000
---------	-------------	-----------	-------------

繰延税金資産（固）	138,119,763	／法人税等調整額	138,119,763
-----------	-------------	----------	-------------

イ リース会社（庚社）→対象会社

【対象会社の個別仕訳】

前渡金	6,103,372,768	／設備未払金	6,103,372,768
-----	---------------	--------	---------------

が、昭和24年7月9日に設定された企業会計原則において、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。」（企業会計原則第二「損益計算書原則」三B）とされ、収益の認識は実現主義によることが示されている。

また、昭和27年6月16日に経済安定本部企業会計基準審議会から公表された「税法と企業会計原則との調整に関する意見書（小委員会報告）」では、実現主義の適用に関し、「販売によって獲得した対価が当期の実現した収益である。販売基準に従えば、一会計期間の収益は、財貨または役務の移転に対する現金又は現金等価物（手形、売掛債権等）その他の資産の取得による対価の成立によって立証されたときのみを実現する。」（同意見書総論・第一の二「実現主義の原則の適用」）とされていることから、実現主義の下での収益認識の要件としては、①「財貨の移転又は役務の提供の完了」と②それに対する現金又は現金等価物その他の資産の取得による「対価の成立」という二つの要件が示されている。

その後、我が国において、収益認識に関する個別の会計基準等の設定もみられたところであるが⁷、平成21年6月30日には金融庁から企業会計審議会が取りまとめた「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」が公表され、国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（以下「IFRSs」ともいう。）が2010年3月期から一部企業について任意に適用することが認められ、2015年又は2016年から強制適用される可能性がある旨の方針が示された。

これを受けて、IFRSsの収益に関する現行会計基準である国際会計基準（以下「IAS」ともいう。）第18号「収益」（以下「IAS18」という。）を適用した場合の現時点における考え方を示すものとして、平成21年7月9日、日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－」（以下「収益認識研究報告」という。）が公表された。

収益認識研究報告では、IAS18との比較を通じて、収益認識に関する考え方を次のとおり取りまとめている。

⁷ 日本公認会計士協会監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」（昭和52年8月8日）、企業会計基準委員会実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成18年3月30日）、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」（平成19年12月27日）等

「IFRSsでは、「収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。」(財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク第70項(a))と定義した上で、IAS18において、収益認識の要件を以下のように「物品の販売」、「役務の提供」及び「企業資産の第三者による利用」の三つの取引形態に分けて定めている。

【図表】IAS18における収益認識の要件

要件	物品の 販売	役務の 提供	企業資産の第三 者による利用
a 物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が移転していること	○		
b 重要な継続的関与がないこと	○		
c 収益の額を信頼性をもって測定できること	○	○	○
d 経済的便益の流入可能性が高いこと	○	○	○
e 原価の額を信頼性をもって測定できること	○	○	
f 決算日現在の進捗度を信頼性をもって測定できること		○	

上図表の要件のうち、a、b及びeは、主として、我が国の実現主義の下での収益認識要件と解される「財貨の移転又は役務の提供の完了」要件に関連し、c及びdは、主として、財貨の移転又は役務の提供に対する「対価の成立」要件に相当するものと考えられる。(中略)このように、我が国における実現主義の考え方とIAS18が定める収益認識の要件との間には本質的な相違はないと考えられるため、実務上、実現主義の具体的な適用に当たっては、IAS18の収益認識の要件も参考になると考えられる。」⁸

このように、我が国における収益認識は、実現主義の原則の下で、「財貨の移転又は役務の提供の完了」及び「対価の成立」という二つの要件に従って判断される(すなわち、現金等価物等の経済的便益自体が物理的に確保されて初めて収益認識に到達すべきというものではない。)

(2) 内示書等の発行による売上計上の収益認識要件充足性

ア 対象会社の平成21年3月期の甲社製風力発電機100基に係る販売あっせん

⁸ 2008年12月12日には、欧州委員会(EC)が、日本、米国の会計基準について、欧州連合(EU)で採用されているIFRSsと同等と認めるとの決定を公表した。

手数料は、前記のとおり、甲社からの「販売斡旋に関する連絡書」により、甲社が内示書や作業準備依頼書を建設会社から受領した旨対象会社に通知した時点、すなわち内示等の完了が対象会社に通知された時点で計上されている。

イ(ア) 本件販売あっせん契約に基づき対象会社が履行すべき義務は、前述のとおり、同契約第2条各号に規定する風力発電機の販売あっせん業務、すなわち「①日本国内の数箇所に限定した風力発電所建設案件（以下「対象案件」という。）及び対象案件毎に定めるそれぞれの数量に対する本製品の販売」、「②対象案件の建設請負会社（以下単に「客先」という。）との必要な連絡取次と契約締結までの補助業務」、「③その他前各号に付帯関連する業務で特に委託者の依頼したものの」である。

そして、建設会社から甲社に対して発行する内示書や作業準備依頼書は、風力発電機の機種、基数等を示して、発注予定の内示や作業準備の着手依頼を行う内容のものであるところ、同契約第5条第1項で「客先との間で本製品の販売に関する仮発注書、内示書等を含む契約書類が締結できた」ことを「受託者が本件業務を履行した結果」とした上で、これに至ったときは甲社が速やかに対象会社にその旨書面で報告した上で取扱手数料を支払うものと定めている。

イ(イ) また、実質的にみても、対象会社による販売あっせん行為の具体的内容は、前述のとおり国会で承認を受けた翌会計年度予算に計上された補助金枠から、採算性の確保できる範囲内で主として対象会社において計画された風力発電所工事案件において必要とされる風力発電機の基数等のマーケット情報等を提供することである。この情報提供等により、風力発電所工事案件の事業の採算性が一定程度確保されるとの判断の下に、建設会社としても早期の資材調達確保のために内示書等を発行するに至るのであり、その結果、メーカーとしてもこの内示書等の機種・基数等の記載に従った工場生産枠の確保が可能になるという経済的利益を受けることになる。

その意味では、本件販売あっせん契約に基づく対象会社の販売あっせんの対象となる目的物は、風力発電機の完成品そのものではなく、その発注枠という権利ないし利益である（甲社・E氏の供述）。見方を変えれば、上記販売あっせんの実質がこのようなものであったからこそ、本件販売あっせん契約において、上記のように「客先との間で本製品の販売に関する仮発注書、内示書等を含む契約書類が締結できた」ことをもって、「受託者が本件業務を履行した結果」と位置づけ、その段階に至れば取扱手数料が支払われるべきものとしたも

のと解されるのである。

そうすると、本件販売あっせん契約に基づくあっせん手数料と対価性を有するのは、風力発電機という物品販売のあっせん行為ではなく、風力発電機の工場生産枠の確保というサービスの提供行為であり、その役務の提供行為がいつ完了したかを確定すれば、その後の風力発電機という物品の調達ないし在庫リスクがいつ発注者（建設会社）側に移転したかということは、収益認識の要件充足性を判断する上では特に問題となるものではない。

そして、対象会社においては、建設会社からの内示書等が発行された旨の連絡をメーカー（甲社）側から受ければ、その時点でメーカーの工場生産工程における風力発電機の生産枠の確保は完了するのであり、それより後は、補助金の申請・採択やEPCの選定に関する事務連絡等を行うことはあっても、生産枠の確保のためにメーカーや建設会社との間で引き続き役務を提供するということはなかった（対象会社担当者・D氏の供述、丙社の回答書）。

(ウ) したがって、建設会社からの内示書、作業準備依頼書が発行された時点において、対象会社の販売あっせん行為（役務の提供）は完了したものと認められる。

ウ 他方、(旧販売あっせん契約・新販売あっせん契約通じて) 本件販売あっせん契約第5条第1項本文によれば、「仮発注書、内示書等を含む契約書類が締結できたときは」、速やかに甲社から対象会社に書面で報告した上、風力発電機1基当たり2,800万円（消費税抜き）の取扱手数料を対象会社に支払う旨定められているところ、甲社は、丙社からの内示書及び丁社から作業準備依頼書を受領した時点で、直ちに対象会社に対してその旨連絡するとともに、建設会社と売買契約を締結して前金を受領した後に、風力発電機1基当たり2,800万円に5%の消費税を加算した販売取扱手数料を支払う旨を通知する文書を送付している（平成21年3月24日付け、同月26日付け各「販売斡旋に関する連絡書」）。

上記「販売斡旋に関する連絡書」により、本件販売あっせん契約に基づく対象会社への取扱手数料の金額を風力発電機1基当たり2,800万円に消費税を加算した金額とする旨の甲社の意思は確定的に表示されているが、その一方で上記連絡文書には、建設会社との正式契約に基づき、建設会社から前金を受領した後に取扱手数料を支払う旨も記載されており（本件販売あっせん契約第5条第2項参照）、上記連絡文書の受領により取扱手数料という対価を対象会社が受領できるかどうかについては、回収までの期間が1年近くに及ぶことと相まって、不確

実性が伴っているのではないかとの疑問を入れる余地もある。

しかしながら、平成21年3月期までの間の風力発電所工事案件の事業経費を対象とする新エネ補助金等の予算の執行状況を前提とする限り、国会で新エネ補助金等を計上した翌会計年度予算が3月末までの間に承認されれば、対象会社又は対象会社以外の風力発電事業者が事業主体となる風力発電所工事案件であって補助金の採択を受けたものが、予定どおり進捗していくという見通しが立つことになる。前述のとおり、対象会社の風力発電所工事案件が補助金の採択を獲得する場合のみならず、別の風力発電事業者の工事案件が補助金の採択を受けることもあるが、メーカーとしては、内示書等によって工場の生産工程枠を確保しておけば、風力発電所の事業主体が対象会社ではない場合、更にはEPCが内示書等の発行企業とは別の建設会社の場合であっても、既に確保した工場生産枠をそのEPCのために振り替えることができるという関係者間の共通の理解があったのであるから、その振替えによって風力発電機を製造すればよい（甲社・E氏の供述）。そうすると、対象会社の風力発電所工事案件が補助金不採択となるなどの事態が生じたとしても、メーカーとしては直ちに対象会社に対して取扱手数料という対価の支払を拒絶し得るものではなく、本件販売あっせん契約上もそのような事由による支払拒絶を肯定すべき根拠は見当たらない。

さらに前述のとおり、予算承認後の補助金申請・採択、風力発電事業者からEPCへの風力発電所発注、EPCからメーカーへの風力発電機の正式発注と前金支払といった過程は、期間にすれば1年近くにわたるものであるが、毎年度ほぼ同じプロセスをたどるものであった。何より、予算における補助金枠は、電力会社の電力系統に見合うようにある程度場所の特定された具体的な風力発電所工事案件を予定して設定されているものであるから、その予算が国会で承認された段階以降は、風力発電事業者が、資金面等の事情だけで風力発電所設置のプロセスを頓挫させるということはそもそも想定し難いのである。

そうすると、対象会社の販売あっせん行為（風力発電所工事案件の情報提供等）に基づきメーカーが建設会社から内示書等の発行を受けた時点で、補助金採択後にEPCの建設会社から正式発注があり、メーカーに前金が支払われるのが確実であることを、信頼性をもって予測できるとの見方も十分に成り立つものである。

したがって、上記「販売斡旋に関する連絡書」を甲社から受領した時点で、風力発電機100基分の販売あっせんについての「対価の成立」の要件も満たしていると考えられることも、あながち不合理なものということとはできない。

エ さらに、蓄電池併設型風力発電所においては、NAS蓄電池の蓄電池容量からみて、風力発電機の基数に対してその6割相当のMW数のNAS蓄電池という組合せが可能であったところ、例えば平成21年3月期に対象会社があっせん手数料売上を計上した風力発電機115基（甲社100基、辛社15基）と、当該年度までに丙社が調達したNAS蓄電池の蓄電池容量（67MW）はおおむね上記組合せに相当するものであった。このことは、風力発電所工事案件の受注獲得に向けて資材調達等の準備に入るという確定的な意思をもって、建設会社が内示書等の発行を行ったことを示す事情の一つであると認められる。

オ なお、甲社が退任会計監査人に送付した平成21年4月10日付け勘定残高確認書によれば、平成21年3月31日現在において対象会社が甲社に対する売掛金を計上している本件取引に係る風力発電機100基分のあっせん手数料売上について、甲社の方では買掛金を計上しておらず、債務認識をしていない。しかしながら、これは、甲社が物品の販売にかかわる収益計上基準として出荷基準を採用していることから、それとの整合性を勘案して販売あっせん手数料についても出荷基準に基づく売上計上時点において債務計上していること（同確認書別紙「勘定残高確認書の差異理由について」）によるものである。平成21年3月期において対象会社が本件販売あっせん契約とほぼ同旨の契約に基づき販売あっせん手数料売上を計上した辛社製の風力発電機15基分については、同社が同月末時点で対象会社の売掛金と同額の債務（買掛金）計上をしている旨の勘定残高確認書を退任会計監査人に送付していることを併せ考えると、債務認識時点の相違は、各社ごとの業態に応じた会計方針の相違によるものであり、これをもって、対象会社における収益認識が不相当であったということとはできない。

カ 以上によれば、平成21年3月期における風力発電機100基分の販売あっせん手数料の売上計上は、実現主義の下での収益認識の要件が充足されていない時点での売上の前倒し計上であったとまで断ずることはできない。

なお、前記のとおり、平成21年9月以降には風力発電についても、政権交代に伴う補助金予算の執行停止等や事業仕分け等の事象が発生しており、その意味では今後は、内示書発行の連絡受領時点で売上を計上するという収益認識の前提（補助金予算の裏付け）に不確実性が伴っている状況にある。しかしながら、これは問題となる取引より後の事象であって、それが遡って平成21年3月期の売上計上に会計処理上の疑義を生じさせるものということとはできない。

2 未実現利益の認識と連結消去

平成21年3月期の風力発電機100基に係る販売あっせん手数料並びに平成20年3月期のNAS蓄電池27MW分及び平成21年3月期のNAS蓄電池合計40MW分に係る代理店手数料については、①風力発電機もNAS蓄電池も、将来的には対象会社の連結子会社SPCの資産としてEPCから納入される風力発電所を構成する部材となるのであるから、実質的には上記手数料は子会社が取得する固定資産の先行仕入値引きに相当する未実現利益として連結消去すべきではないか、②NAS蓄電池合計67MW分のうち55MW分については、NAS蓄電池という製品のままで加工等を施されずに丙社から対象会社の連結子会社SPCに買い取られているから、少なくともその分の代理店手数料については未実現利益として連結消去すべきではないかが問題となる。

(1) 連結会社の取引に関する会計基準

企業会計審議会が平成9年6月6日に公表した「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」により改訂された連結財務諸表原則においては、「連結会社相互間における商品の売買その他の取引に係る項目は、相殺消去しなければならない。」(同原則第五の二「連結会社相互間の取引高の相殺消去」)、「会社相互間取引が連結会社以外の会社を通じて行われている場合であっても、その取引が実質的に連結会社間の取引であることが明確であるときは、この取引を連結会社間の取引とみなして処理するものとする。」(注解22「会社相互間取引の相殺消去について(第五の二)」)、「1 連結会社相互間の取引によって取得したたな卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、原則としてその全額を消去しなければならない。(中略) 2 未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないことができる。」(同原則第五の三「未実現損益の消去」)と定めている。

平成20年12月26日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」においても、おおむね上記と同旨の基準を定めている(同会計基準35項「連結会社相互間の取引高の相殺消去」、同項注12「会社相互間取引の相殺消去について」、同36項「未実現損益の消去」)。

なお、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」中の「連結手続」においては、「24. 企業集団内の未決済残高、取引高、収益及び費用は完全に相殺消去しなければならない。」「25. 企業集団内の収益、費用及び配当を始めとする未決済残高及び取引高は、全額相殺消去する。棚卸資産や固定資産など、資産に認識される企

業集団内の取引から生じる損益は、全額相殺消去する。」と定められている⁹。

(2) 対象会社における連結財務諸表上の会計処理

前述のとおり、対象会社においては、個別会計で計上した手数料売上について、連結子会社S P Cに風力発電所が納入された時点で、子会社の個別会計において国庫補助金収入で固定資産を圧縮するとともに、連結会計では未実現利益を控除する仕訳を計上し(①)、その後、子会社において固定資産圧縮損と相殺した国庫補助金収入を復活させ(②)、未実現利益の消去損と復活した国庫補助金収入を相殺する処理(③)を行っている。

対象会社取締役管理本部長B氏の供述によれば、上記の会計処理の根拠は次のとおり説明されている。すなわち、「対象会社の風力発電機やN A S蓄電池は必ずしも対象会社グループ内において使用することが想定されておらず、また対象会社が販売あっせん等を行った風力発電機等は、建設会社(E P C)で相当の加工を経て全く別の資産となって戻ってくることから、親会社による風車の販売と子会社による固定資産の購入は別取引であり取引が連続していない。したがって、対象会社の手数料売上については、本来的には未実現利益控除の仕訳を計上する必要はないが、内部利益が計上されているのではないかとの疑念を払拭するため、あえて連結会計で未実現利益控除の仕訳(上記①)を計上している。そして、一般的に固定資産の回収は毎期獲得される収益によって実現するが、対象会社の場合は補助金収入があることから、固定資産取得時点で未実現利益部分は十分回収されていると考えられるので、再度未実現利益を取り消す仕訳(上記②, ③)を計上している。これは風力発電機について仕入販売方式を採っていたころから継続して同様の会計処理をしている。」とのことである。

(3) 検討

ア 未実現利益の連結消去

(ア) 前述のように、対象会社が平成20年3月期及び平成21年3月期の手数料売上を計上した取引についてみると、風力発電機100基分がすべて、N A S蓄電池も67MW分のうち12MWは、対象会社子会社に風力発電所として納品される予定である。

このような場合、前述のとおり国際会計基準においては、企業集団内の取引から生ずる未実現損益について、例外なく全額を消去しなければならない旨を定めたものと解する余地があるため、対象会社子会社S P Cが建設会社(風力

⁹ 国際会計基準審議会「国際財務報告基準(I F R S s®) 2007・1260頁

発電機等の資材を調達した建設会社、EPCとして受注した建設会社)を介在して風力発電所を取得した場合であっても、取得した固定資産には対象会社の風力発電機等の資材販売の手数料売上相当額の未実現利益が含まれているものとして、その全額を連結消去するという会計処理にも、相応の根拠があると思われる。

- (イ) しかしながら、前述のように、我が国における現行の企業会計基準においては、連結財務諸表原則注解22によれば、連結会社間の取引に第三者が介在する場合には、その取引が実質的に連結会社間の直接の取引であることが明確であるか否かによって、これを連結会社間の取引とみなして未実現損益の連結消去をすべきか否かが判断されることになる。

ここでいう「実質的に連結会社間の直接の取引であることが明確であるとき」に該当するか否かについては、企業集団を単一の組織体とみなしてその財政状態及び経営成績を総合的に報告するという連結財務諸表の目的に照らして、実質的に同一の企業集団内における取引として処理するのではなく、親会社と子会社がそれぞれ第三者と別個独立の取引を行ったものとして会計処理を行うことが、連結財務諸表上、当該企業集団の経営実態を開示する内容として適正を欠くと認められるか否かという観点から判断されるべきである。

- (ウ) そこで、問題となっている対象会社の取引をみると、次の事情が認められる。

a 対象会社の商社的ビジネスモデル

現在の対象会社の主要な事業内容は、前述のとおり風力発電機や蓄電池の代理店販売といった商社取引、風力発電所の開発・運営管理、風力発電の売電事業等であるが、元々は創業者であるA氏が商社出身であったこともあり、国内外に向けた海外メーカー製の風力発電機等の商社取引で転売益ないし代理店手数料を稼ぐというビジネスモデルが事業形態の中心であった。平成15年3月の上場後も、現在に至るまで、中国、東南アジア、中東、欧州、北米、豪州の各地域の電力会社、公営企業等に対して、対象会社単独で、あるいは風力発電機器メーカーと協力して、国内外のメーカー製の風力発電機や蓄電池の販売ないし販売あっせん等の営業活動を積極的に展開し、特に近年においては、甲社製の風力発電機や乙社製のNAS蓄電池といった国内メーカー製の風力発電機器の海外向け販売あっせん活動にそれ相応の出張旅費等のコストをかけて注力していることが確認できる。

b EPCによる付加価値の付与

対象会社S P Cから風力発電所工事案件を受注した建設会社は、E P C契約に基づき、風力発電施設の設計から資材（すなわち対象会社のあっせんによる風力発電機、N A S蓄電池等の部材）の調達、現地における調査や基礎・組立て・据付け等の一連の建設工事まで、約半年の工期で一括して実施し、もって購入した資材に付加価値を加えた風力発電所設備一式を納入することにより、建設会社として提供した役務と対価性を有する適正な収益を獲得している。したがって、風力発電所を納入するE P Cは、製品（風力発電機、N A S蓄電池）の単純な商流（付加価値の増加を伴わない単なる転々売買）において、対象会社の販売あっせん行為と対象会社S P Cによる風力発電所の取得行為との間で商社的な金融機能を果たすために介在するだけの存在であるということとはできない¹⁰。

c 対象会社が獲得した手数料価格が商流に反映されていないこと

本件取引に係る風力発電機やN A S蓄電池とそれ以外の同種資材とを比較すると、対象会社が丙社による資材調達の段階でメーカーから手数料売上を収受したために、対象会社S P CがE P Cから完成したN A S蓄電池併設形風力発電所の納品を受ける段階で、その手数料相当分だけ上乗せされた高い納品価格で風力発電所を購入させられているというような事情は特段見当たらない。

(a) すなわち、対象会社S P Cが風力発電所工事案件を発注する際には、まず複数の建設会社の経営状況や技術力等を総合的に勘案して選定した三社程度から相見積りを取り、特段の事情がない限り最も低い見積価格を提示した建設会社をE P C候補者として選定し、選定後も改めて工事価格等について交渉した上で、E P C契約を締結している。これらのE P C契約締結に至る一連の経過の中で、対象会社がメーカーから手数料売上を収受した風力発電機やN A S蓄電池を購入した建設会社であるということが、E P C候補者の選定に当たって有利に働いたり、あるいはE P C契約の価格交渉において発注価格に上乗せされるような形で対象会社S P Cに不利に働いたりした形跡はない。

(b) また、本件取引に係る資材を含めて、対象会社が販売あっせんや代理店業務を行う風力発電機やN A S蓄電池は、建設会社からの発注量が多いので、メーカーとしてはボリュームディスカウントを効かせることが可能で

¹⁰ あずさ監査法人編「連結財務諸表の実務」[第4版] 283頁参照。

あり、対象会社が販売あっせん等を行わなかった風力発電機、N A S 蓄電池については、同じメーカーが本件取引より高い販売価格で建設会社や風力発電事業者に売却しているケースもある。

d 対象会社S P Cを事業主体とする風力発電所工事案件への「ひも付き」の欠如

(a) 例えば、対象会社が、子会社S P CがE P Cに発注する風力発電所工事案件に専用的に使用する資材としての風力発電機やN A S 蓄電池の販売あっせん行為等を行い、それらを建設会社に調達させているというような事情でもあれば、そのようなあっせんに基づく風力発電機等の発注行為は言わば「ひも付き」発注であり、対象会社による販売あっせん行為とS P Cによる風力発電所の取得行為とを別個独立の取引として処理することには、適正な連結会計上の処理という点において疑義が残ると考える余地はある。

そこで、本件取引についてみると、次のような事情が存在し、これらは、本件取引に係る風力発電機やN A S 蓄電池が、対象会社S P Cが発注する風力発電所工事案件専用の「ひも付き」の資材であったのではないかということを疑わせる一応の根拠とはなり得る。

i 風力発電機100基分のうち、丁社からの作業準備依頼書においては、対象会社S P Cの風力発電所工事案件につき甲社に作業準備の着手を依頼するものであることが明記されている。

また、丙社からの内示書や丁社からの作業準備依頼書発行と同時期に甲社と対象会社との間で取り交わされた平成21年3月10日付け覚書（以下「甲社覚書」という。）においては、本件取引に係る風力発電機100基分が、対象会社S P Cのどの風力発電所工事案件に使用される予定の部材であるか、周波数が幾つか（東日本は50Hz）が暗に分かるような形で設置場所と場所ごとの基数を特定した別表が添付されており、更には覚書の案文を修正する過程で、当初は対象案件のプロジェクト名（風力発電所名）を特定して新販売あっせん契約書の内容としたい旨の甲社側の意向を、E P C契約前にプロジェクト名を表記するのは問題がある旨の対象会社側の意向で、上記のとおりプロジェクト名を明記しない甲社覚書が作成されたという経過が明らかな甲社担当者と対象会社担当者との間の電子メールによるやり取りも存在する。

- ii NAS蓄電池のうち、平成21年3月期の30MW分及び10MW分については、対象会社のSPCが事業主体となる予定の風力発電所工事案件（銭函風力発電所、千歳風力発電所）に関する資料（現地・周辺地の地図、発電設備の概要・仕様、現地の風況、環境影響評価の実施状況等）が対象会社において作成され、丙社がファイナンスを受ける際のリース会社（己社、庚社）向けの説明資料として、対象会社から直接リース会社に提供されている。
 - iii 対象会社SPCが事業主体となる予定の風力発電所工事案件に必要な風力発電機の基数やNAS蓄電池の出力容量等の情報を提供するものとして、本件取引に係る風力発電機の販売あっせん行為やNAS蓄電池の代理店業務が行われている。
- (b) しかしながら、その一方で、前記aないしcに加え、次の各事情も認められる。
- i 対象会社においては、平成18年ころから現在に至るまで、甲社や辛社製の風力発電機、乙社製のNAS蓄電池を海外の電力会社や公営企業向け、あるいは国内の地方公共団体や電力会社向けに販売すべく、メーカーや丙社を含む建設会社等と協力して営業活動に積極的に取り組んでいた。平成20年7月には、NAS蓄電池併設型風力発電所を中核とするカーボンフリーエネルギー供給システム（Carbon-free Energy Supply System）を売り込んでいくタスクフォース型チームを社内で編成し、北海道・沖縄や海外向けにNAS蓄電池の販売代理店業務や技術プレゼンテーション等の営業活動を展開していた。
 - ii 風力発電機についてみると、本件販売あっせん契約で定められている仕様（新販売あっせん契約別紙・2.1）①「基本仕様」においては、国内の風力発電所向け風力発電機の一般的な仕様の定めがあるにすぎず、甲社覚書の別表記載の風力発電所工事案件ごとの具体的な仕様までは何ら特定されていない。甲社覚書の別表の記載も、地域（西日本か東日本か）による周波数の区別を特定する程度のものにすぎない。本件販売あっせん契約は、そのような仕様の特定されていない風力発電機の販売あっせん等を内容とするものであり、販売あっせんの対象を対象会社が発注する風力発電所工事案件専用の仕様のものに限定するような趣旨は全く含んでいない。その他、甲社や建設会社が、対象会社及びその

S P Cに対する関係で、風力発電機100基につきそれぞれ対象会社S P Cの風力発電所工事案件ごとに特定された仕様で受発注されなければならないような義務を負うものと解すべき根拠は、本件販売あっせん契約その他の関係資料を精査しても、何ら見当たらない。

- iii N A S 蓄電池についてみると、これは対象会社子会社S P Cの風力発電所のみならず、全く別の事業主体による風力発電所にも使用できる汎用性の高い資材である。現に対象会社には、平成19年ころから風力発電以外の用途展開に関する問合せが多数寄せられており、韓国の手電機メーカー関連会社からも瞬間電圧低下対策装置として需要がある旨の情報提供があったほか、対象会社としても空港向けの需要があると判断していた。

N A S 蓄電池併設型風力発電所の用途についてみても、国内の電力会社向けの販売については、電力会社が定める技術要件を充足するかどうかの実証試験の検証結果が約1年間にも及んだ結果、平成21年8月以降になって、前述のとおり丙社等と協力して本格的な海外への販売・営業活動が可能となったが、それ以前の同年3月にも、乙社と協力して、自ら実証試験を実施する海外の電力会社にN A S 蓄電池を販売した実績もある。

- iv 本件取引に係るものも含めて、対象会社が手数料売上を収受した風力発電機及びN A S 蓄電池の大半が対象会社S P Cの国内風力発電所工事案件用の資材となった経緯について、対象会社A氏は、風力発電機については世界的な風力発電の導入の結果、海外の風力発電所工事案件の引合いが大量にあったため、国内向けの基数が足りなくなり、国内需要があればそれを優先せざるを得なかったこと、N A S 蓄電池併設型風力発電所については実証試験の遅れから本格的な海外向け販売が遅れたこと、電力会社への売電枠の抽選に当選する確率が2割程度であったが、技術力に乏しい当選企業が辞退したために結局技術力のある対象会社が繰上げ当選するなどの事態が多発したこと等が原因である旨供述する。

A氏の上記供述は、抽選方式ではなく系統連系の随時受付によって電力会社の売電枠の買取りを申し込む予定である北海道・東北・中部地域の風力発電所工事案件（前記第4の3掲記の表参照）に即した説明とは

言い難い面もあるものの、供述の基本部分については、海外向け営業活動の経過を示す社内文書・電子メールや各種資料、実証試験の資料、更には対象会社が特許出願した風力発電システム・二次電池システム等のN A S蓄電池を用いた風力発電所の蓄電制御システムに係る対象会社の技術資料等の関係資料によって裏付けられており、おおむね信用することができる。

そうすると、本件取引に係る風力発電機やN A S蓄電池が、翌年度に対象会社S P CがE P C選定を行う風力発電所工事案件の用途に使用可能な資材として各建設会社により調達されると対象会社が期待していたことは認められるものの、さりとて対象会社がそのような用途に限定されることまで意図して建設会社に調達させたとは認めることができない。このことは、後述のとおり他の風力発電事業者が発注を予定している風力発電所工事案件の情報が対象会社から建設会社に提供されていることから明らかである。

- v 旧調査委員会の調査に対する丙社、甲社の関係者の供述に照らしても、両社を含むメーカーや建設会社が、本件取引に係る風力発電機やN A S蓄電池について、対象会社S P Cの風力発電所工事案件専用の資材であるとの認識を有していたとは到底認められない。

すなわち、丙社のF氏は、平成20年3月期のN A S蓄電池27MW分を調達するに当たって、当時の風力発電所向けの補助金額からみて当然対象会社を含む風力発電会社が建設する風力発電所に納入できるとの自信はあったものの、数十億円の買物になるので、万が一の場合には〇〇〇〇〇〇〇〇が引き取る旨の言質を旧知の同社幹部から取り付けていた旨供述する。加えて、丙社の回答書によれば、同社においても、対象会社S P C発注の風力発電所工事案件をE P Cとして受注することを期待し、当該工事の建設資材に用いられることに備えて購入したものであるが、購入当時は当該風力発電所工事が施工に至るかどうか未確定であった以上、その用途が当該工事案件の資材に限定されるものではないという認識の下に、丙社独自の判断で本件取引に係るN A S蓄電池67MW分を購入したとのことである。これらを併せ考慮すると、丙社側が対象会社S P Cの発注する風力発電所工事案件専用の資材という用途に限定されず、それ以外の風力発電事業者が発注する風力発電所工

事案件に転用したり，他の建設会社や電力会社等に転売したりすることも想定し，自ら在庫リスクを負担してN A S 蓄電池合計6 7 MW分を購入したものであることは，優に認められる。

甲社のE氏も，同社製の風力発電機については受注生産ではなくすべて見越し生産であり，昨年度の受注実績，対象年度における補助金の見通しから割り出される国内需要，業界動向，他社動向等を勘案して生産を行っており，国内需要の見込みと供給サイドにおける同社のシェアを割り出して，供給過剰，あるいは逆に追加して入ってくる発注内示枠に対応できないリスクを回避している旨供述している。この供述に加え，前述のとおり本件販売あっせん契約で基本仕様として定められている風力発電機のスペックが特定の風力発電所工事案件用に限定した仕様となっておらず，更に対象会社への販売あっせん業務の委託が非専属的とされ，甲社が対象会社を通さずに客先へ販売できるとされていたこと等を併せ考慮すると，甲社が行う風力発電機の見越し生産においては，対象会社S P Cの分のみならず，それ以外で補助金の対象となる風力発電事業者の分も含めた上で全体としての発注枠の確保が行われており，各事業者の補助金の受給状況いかんによっては，その確保した発注枠の範囲内で，対象会社S P Cの発注分以外の風力発電所工事案件にも生産枠を振り向けることが十分想定されていたものと認められる。

さらに，前述のとおり，対象会社を含む風力発電事業者は，補助金を前提に事業の採算性と事業スケジュールを判断しており，翌年度の補助金枠が計上された予算案の作成自体が主要事業者からのヒアリングを踏まえたものであるため，対象会社においても，自らの補助金申請の採択について一定の見通しをもって風力発電機の生産枠の確保，N A S 蓄電池の販売代理店業務を行っていたものの，実際には対象会社による新エネ補助金の申請が不採択となって事業の施行が延期されたこともあり（横浜町風力発電所，千歳風力発電所），必ずしもすべての風力発電所工事案件において，例外なく対象会社からメーカーや建設会社に事前に連絡したとおりに順調に事業が進捗したわけではない。したがって，メーカーや建設会社としては，対象会社からの事前の連絡どおりに風力発電所工事案件が進捗するということを期待しつつも，そのことを唯一の根拠として，風力発電機の生産枠を確保したり，N A S 蓄電池の調達

行為を行うリスクを負担するという意思決定を行うことは困難であったと認められる。

- (c) 加えて、本件取引に係る風力発電機100基分については、建設会社からの内示書等の発行に先立ち、対象会社SPC以外の風力発電事業者が発注する予定の風力発電所工事案件について、対象会社が独自のルート、情報網、ヒアリング結果等を通じて収集した営業情報に基づき、各工事案件で予定されている発電出力、発注者（風力発電事業者等）名、設置場所、発電出力規模、風力発電機の機種・台数、電力会社への売電枠の抽選結果、事業遂行の意向（当選辞退するか否か）等を聴取して取りまとめた販売あっせん先のリストを、対象会社から建設会社に提供している。建設会社側では、対象会社から提供を受けたこれらの情報を検討し、EPCとしての受注可能性、プロジェクトの採算性等について独自に判断した上で、最終的には対象会社SPCが発注する予定の風力発電所工事案件（甲社覚書別表記載の案件）について、内示書等を甲社に発行しているのである。
- (d) したがって、本件取引に係る風力発電機やNAS蓄電池が、対象会社SPCが発注する風力発電所工事案件に専用的に使用される「ひも付き」の資材として、対象会社により販売あっせんないし代理店販売がされたとまで断定することはできず、メーカーや建設会社がこれらの資材を他の建設会社、風力発電事業者向けに生産、販売ないし転売することは、法的にも、実際上も、十分に可能であったと認められる。

e 従前の対象会社の会計方針と退任会計監査人の指導の経緯

前記のとおり、対象会社の連結会計においては、連結子会社SPCに風力発電機が納入された時点で、未実現利益の控除（①）・国庫補助金収入の計上（②）・国庫補助金収入と未実現利益消去損の相殺（③）という処理を行っているが、これは本来未実現利益の問題は存在しないが、内部利益計上の疑念を払拭するためにあえて保守的な会計処理を行うとの対象会社の会計方針に基づくものであって、対象会社が自らの手数料売上について連結会計上の未実現利益に該当すると認識した上で行った処理ではない。

また、対象会社が平成15年3月の上場前から会計監査を行ってきた退任会計監査人も、対象会社が販売ないし販売あっせんした風力発電機等の部材が対象会社子会社の発注する風力発電所に据え付けられた場合であっても、連結会計上未実現利益の控除が本来は不要である旨の一貫した見解に従っ

て対象会社の会計監査，四半期レビュー等を行ってきており，上記のとおり補助金収入によって未実現利益消去損を相殺するという仕訳も含め，監査報告書及びレビュー報告書において無限定適正意見を表明してきたものである。そうであれば，対象会社が行ってきた会計処理について，退任会計監査人もそのような会計処理の合理性を否定していなかったものと認められ，少なくともこのような処理を変えなければならない契機はなかった。

- (エ) 前記(ウ) a ないし e の各事情からすれば，本件取引に係る風力発電機やNAS蓄電池が将来的には対象会社の連結子会社SPCの取得する風力発電所を構成する部材になるとしても，客観的にみて対象会社の販売あっせん等に係る手数料売上の収受と，SPCによる風力発電所の購入とは，それぞれ対象会社による商社事業とSPCによる売電事業の仕入という別個の経営実態を表しており，メーカーや建設会社も自ら風力発電機やNAS蓄電池の製造主体又は保有主体としてのリスク（生産枠の過不足，建設資材の在庫リスク）を引き受けた上でこれらの取引を行っているのであるから，別個独立の商取引であると認められる。また，対象会社が実質的な風力発電所の仕入値引きを先行させ，連結利益のかさ上げ計上を図ることを当初から意図して，上記のような経営形態を仮装し，本件取引に係る手数料売上を計上したというような，会計基準ないし公正な会計慣行の潜脱行為と評価すべき事情は何ら存在しない。

以上によれば，本件取引に係る風力発電機等が対象会社子会社SPCの風力発電所の構成部材であることのみをもって，対象会社による販売あっせん等とSPCによる風力発電所の購入とが「実質的に連結会社間の直接の取引であることが明確であるとき」に該当するものとして，対象会社の手数料売上を未実現利益として連結消去すべきであるとまで断言することはできない。

イ NAS蓄電池に係る代理店手数料の内部利益の消去について

- (ア) 本件取引に係るNAS蓄電池67MW分のうち55MW分については，対象会社子会社SPCが建設資材のままの状態で購入しているところ，旧調査報告書要旨第2の3(2)，(3)（4，5頁）で認定のとおり，この買取りは海外向け・国内向けのNAS蓄電池の需要にこたえるという新たなビジネス上の理由に基づく別個独立の経営判断に基づく取引であり，対象会社SPCの買取価格に占める丙社の販売マージン相当分（平成21年3月期30MW分についてみると，庚社から乙社への支払額約5，657百万円に対し，対象会社による庚社からの買取り価格は約6，103百万円であり，約446百万円上乗せした価格で

対象会社が買い取っている（金額はいずれも消費税込み。）も、単なる商社取引によるマージンの程度を超えて実質的に同社が負担した在庫リスクに見合った高額のものであったと認められる。その上、丙社の上記販売マージンの金額は、必ずしも対象会社が収受した代理店手数料（平成21年3月期分30MW分についてみると、約356百万円（消費税込み））に相応するものではなく、対象会社の手数料売上がそのまま対象会社SPCによる買取り価格に上乗せされているということもできないから、対象会社がNAS蓄電池の代理店手数料を収受した本件取引と、上記NAS蓄電池55MW分の買取りとが「実質的に連結会社間の直接の取引であることが明確である」といわなければならないものでないことは、前記アで検討したところと基本的に同様である。したがって、NAS蓄電池55MW分についても、代理店手数料を未実現利益として連結消去しない処理が、直ちに連結会社に関する現行の会計基準を逸脱するものということとはできない。

- (イ) もっとも、当該買取りは建設会社（EPC）で相当の加工を経て全く別の資産となって戻ってくる場合と異なり、資材として代理店販売を行ったNAS蓄電池が、結局何らの加工等による価値の付加もないまま買い取られている点で通常の商流と大きくかい離するものであり、その点に着目して対象会社における代理店手数料の受取りとSPCによるNAS蓄電池の買取りとを「実質的に連結会社間の取引であることが明確である」と捉えることも可能である。その場合、前述のとおり対象会社の手数料売上がそのまま建設会社（EPC）からのSPCに対する販売マージンに一致しているわけではないが、対象会社の受け取った代理店手数料相当額がSPCによるNAS蓄電池の買取り価額に含まれているものとみなして未実現利益を認識し、SPC保有固定資産の評価減を行うこととなる。対象会社は、当該考え方に基づき平成22年3月期連結決算において買取り部分に相当する代理店手数料相当額につき、同事業年度の特別損失として固定資産評価損を計上している。

しかしながら、上記の考え方にに基づく場合、過年度決算を遡及修正し連結会社間取引としての処理を反映させることを検討する余地があるというべきであり、その場合、いずれの期において処理を行うべきであったかが問題となる。NAS蓄電池の一部（55MW分）について、買取りの事実が生じたのは平成22年3月期であるが、その原因となったNAS蓄電池の海外販売ビジネスの具体化案件第1号である海外向けシステム販売75MW分が具体化したのが

平成21年11月であることから、それ以前においてNAS蓄電池の対象会社による買取りの検討及び交渉が開始されていたものと推測されるからである。

ただし、会計処理は合理的な根拠に基づいて行うべきであり、とりわけ過年度決算の遡及修正については、利害関係者に及ぼす影響の重要性から、その要否は慎重に判断されるべきであるところ、本件NAS蓄電池の手数料売上の連結決算上の連結消去については、その連結消去を行うべき根拠となる実質的な原因である、買取りの検討および交渉が開始されたことを示す客観的な事実は確認できておらず、具体的な時期を特定することが困難であるという問題がある。

この点、例えば保守的に平成20年3月期、平成21年3月期には買取りの原因が既に生じていたものとして、それぞれの事業年度において当該原因の発生を反映させるべく手数料売上の連結消去を行うことも考えられるが、NAS蓄電池の買取り交渉が平成20年3月度から平成22年3月までのおよそ2年にわたり継続したとは考え難く、当該修正は過度に保守的であり、会計上妥当性を欠くものと考えられる（企業会計原則注解 - 注4参照）。

一方で、海外向けのNAS蓄電池ビジネスに係る交渉が、それほどの短期間で実現したものとも考え難く、平成22年3月期の修正をもって十分ともまた言いきれない面がある。よって、平成21年3月期において当該買取りに係る原因事実が発生していたものとみなし、平成21年3月期において連結消去を行うという結論が、会計上の一つの判断であるとも考えられる。

その場合、連結損益計算書における売上計上金額の適正性を確保するという観点からは、平成21年3月期における蓄電池にかかる売上計上金額のうち同事業年度末時点においてSPCによる買取りが合理的に見込まれる部分について連結損益計算書において売上を連結消去することになるが、結果としてSPCによる買取りが30MWであったことから同買取り部分につき平成21年3月期における過年度修正処理を行うことも、一つの処理方法であると考えられる。

3 NAS蓄電池に係る代理店手数料の収益計上時期について

- (1) NAS蓄電池67MW分のうち55MW分は、上記のとおり風力発電所工事案件の資材として使用されないまま平成22年3月期に対象会社SPCに買い取られており、残りの12MW分もSPCの風力発電所工事案件に係るEPC契約で使用されることが確定したのは平成22年3月期であることから、そもそも平成20年

3月期及び平成21年3月期には代理店手数料売上が実現しておらず、67MW分の代理店手数料については、期ずれ処理¹¹すべきではないかが問題となる。

- (2) 本件代理店契約によれば、対象会社の代理店業務は、必ずしもNAS蓄電池の売買契約そのものの代理行為に限定されたものではなく、乙社のための注文の獲得、風力事業の情報入手、風力事業にNAS蓄電池を設置する際の技術援助、風力事業におけるNAS蓄電池の運営データの提供、NAS蓄電池拡販のための事業スキームに関する提案など、NAS蓄電池の販売のための援助活動全般であると認められるから（本件（新・旧）代理店契約第4条）、その代理店手数料売上についても、上記の意味における販売のための援助活動全般としての代理店業務という「役務の提供が完了すること」とそれに対する「対価の成立」とが収益認識の要件になると解される。

そうすると、丙社の連結貸借対照表によれば、同社が購入したNAS蓄電池が材料貯蔵品に計上されたのは、NAS蓄電池合計40MW分については平成21年3月期末であるものの、NAS蓄電池27MW分については、平成20年6月末の同第1四半期連結会計期間末に至って計上されており、その時までは丙社にNAS蓄電池27MW分の在庫リスクが移転していないと考える余地もあるが、対象会社の収益認識との関係で問題となるのはNAS蓄電池27MW分についての販売援助活動という「役務の提供の完了」がいつかということであり、丙社への在庫リスクの移転時期によって直ちに左右されるものではないといえる。

- (3) そして、本件（新・旧）代理店契約によれば、乙社から対象製品について販売先から入金された金額を対象会社に連絡した時点で、対象会社としては連絡を受けた入金額に〇.〇%という手数料率を乗じて機械的に算定した代理店手数料を請求できるのであるから（本件旧代理店契約第7条、本件NAS蓄電池代理店手数料覚書第1条、本件新代理店契約第7条、第13条）、遅くとも乙社から丙社に対する売上決定の旨及び売上額の連絡を受けた平成20年3月期末、及び平成21年3月期末の時点までには、代理店業務としての販売援助活動という役務の提供は完了し、かつ対価も確定的に成立したものと考えることができ、そうであれば現行の対象会社の会計方針が、現行の会計基準における収益認識基準を逸脱するものであるとはいえない。

- (4) 以上によれば、NAS蓄電池67MW分について、平成22年3月期末に期ずれ

¹¹ 仮に期ずれ処理をした場合、入金時点では前受金等の流動負債としていったん計上し、当該流動負債を平成22年3月期に売上に振り替えることとなる。

計上を行うべき会計上の根拠はないというべきである。

4 対象会社が認知していなかった「覚書」等の文書が対象会社の会計処理の適正性に与える影響等について

- (1) 対象会社の本件取引に係る風力発電機100基分及びNAS蓄電池合計67MW分に関する会計処理が適正さを欠くものであったとはいえないことは、前記で述べたとおりである。
- (2) 上記の結論は、旧調査委員会による調査の対象とされた、①甲社覚書、②丙社G氏と対象会社C氏との間で取り交わされた平成21年3月23日付け「覚書」（以下「G氏・C氏覚書」という。）その他の関連する文書の存在によっても左右されるものではない。

確かに、甲社覚書では、風力発電機100基分について内示書を発行した丙社や丁社から正式発注がなかった場合における内示書の解除と対象会社の違約金（5百万円＋手配が完了していた部品・部材の実費相当額）支払義務を規定し、またG氏・C氏覚書でも、NAS蓄電池67MW分の販売代金等についての対象会社による支払義務や、風力発電機93基分につき対象会社が丙社に内示書の発行を依頼した旨を規定している。

しかしながら、旧調査報告書要旨第2の1ないし3、第3（3～6頁）で詳述されたとおり、これらの覚書及びこれに関連する文書が、メーカーないし建設会社の資材調達リスク、在庫リスクを実質的に対象会社に負担させるような法的効力を生じさせるものであったということはできず、また経済実質的にみても、そのようなリスクが対象会社に生じたことを認めるに足りる事情は何ら存在しない。この点に関する旧調査委員会の事実調査、法令調査には、結論を左右するような特段の過誤は認められない。

また、G氏・C氏覚書に定められているような、風力発電機93基分について対象会社側から丙社側に対して内示書の発行を依頼したというやり取りが取引の実態としてあったとしても、前述のとおり、対象会社が計画する風力発電所工事案件においては、風力発電機の基数に対しておよそ6割相当のMW数のNAS蓄電池との組合せでプロジェクトが組まれており、丙社がNAS蓄電池併設型風力発電所工事案件の受注獲得に相当の意欲を持っていたのであれば、当該年度までに自社独自の判断で購入することを既に決定していたNAS蓄電池合計67MW分に見合う基数の風力発電機の生産枠を確保する措置を講ずることは、丙社側にとっても取引上の経済合理性の高い行為であったと解される。したがって、メーカーのために風

力発電機の販売あっせんを行う対象会社側から、そのような生産枠の確保に必要な行為として内示書の発行を建設会社側に依頼したという事情があったとしても、その一事をもって、風力発電機についてのあっせん手数料売上計上の会計処理の合理性が否定されるものではない。

第7 結語

1 対象会社における今後の会計方針

前述のとおり、本件取引に係る風力発電機の販売あっせん手数料及びN A S蓄電池の代理店手数料の売上計上について、対象会社の会計処理が適正を欠くものであったとは認められないが、そのことは、今後も対象会社が同様の会計処理を継続しても問題がないということの意味するものではない。

すなわち、対象会社においては、風力発電を対象とする新エネ補助金、蓄電池助成金等の補助金制度の存在を前提として、補助金に係る予算の承認時期に合わせて内示書等の発行による風力発電機の手数料売上を計上し、また保守的な会計処理として補助金収入があった時点でこれをもって内部利益を消去するという処理をしてきたものである。しかしながら、前述のとおり政権交代に伴う未執行予算の執行停止・自主返納、更には事業仕分けによる予算縮減判定により、今後は風力発電所の設置経費等の初期投資段階を対象とする補助金制度は縮小の方向に向かっていくことが予想される。対象会社自身も、自然エネルギー全量固定価格買取制度の導入を視野に入れ、更には蓄電制御技術を利用して海外向けスマートグリッドシステム販売事業を強化するなどの事業形態の転換を試みているところであり、従前の会計処理の前提となったビジネスモデル自体、対象会社において今後も中核的な地位を占めるものかどうか、不確定な状況にある。

さらには、前述のとおりメーカーや建設会社が実質的な資材調達・在庫リスクを負担していること等から、結論的には問題がないとはいえるものの、一方で自らが手数料売上を収受した風力発電機・N A S蓄電池について、他方では子会社S P Cの風力発電所の建設資材として受け入れるというビジネススキームが、本件取引に係る手数料売上の会計処理の適正性に対する疑念を招くおそれも否定し難いところである。

以上を勘案すると、今後は、風力発電機のあっせん手数料については内示書等ではなく建設会社からの正式発注ないし前金の入金時点で売上として計上し、また対象会社子会社S P Cに納入された風力発電所を構成する部材となった風力発電機やN A S蓄電池については、当初の手数料売上について連結消去するなど、より保守的な会計

処理を行っていくことも検討に値する。

2 対象会社の問題点について

旧調査委員会においては、G氏・C氏覚書や甲社覚書等の各文書について、本件取引に係る風力発電機100基分及びNAS蓄電池合計67MW分の手数料売上に法的な影響を与えるような法的効力を有するものかどうかについてのみ検討してきたが、当委員会においては、上記法的効力の有無だけでなく、本件取引の実態及び当該実態が対象会社の会計処理に与える影響等について検討を行ったものであり、調査の過程において散見された対象会社の問題点につき、念のため付言しておく。

すなわち、旧調査委員会及び当委員会の調査の過程において、覚書等の各文書の作成に関与した対象会社従業員個人等が、少なくとも個人的な文書の社外流出や規格外手続等に関与していると認められる事例が散見された。

上記各調査結果によれば、本件取引に係る対象会社の会計処理が現行の会計基準を逸脱するものではないと結論づけられ、かつ上記覚書等の各文書が当該結論を左右するものではないと解されることに照らすと、これらの各文書の作成に関与した従業員個人等に直ちに何らかの法的責任が生ずるものかどうかについては、なお慎重に検討する必要がある。しかしながら、そのような個人的な文書の社外流出や規格外の手続等の事態を生じさせたことについては、対象会社の内部管理体制等を点検、精査の上、早急な改善を必要とするものと考えられる。

以上